

第二期三重県再犯防止推進計画

中間案

令和6(2024)年12月

三重県

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画改定の趣旨	1
(1)改定の経緯	1
(2)第一期計画に基づく取組の検証	1
(3)国の第二次再犯防止推進計画の概要	2
2 計画の基本理念.....	4
3 計画の重点課題と取組方向.....	4
4 計画の期間	5
第2章 三重県の再犯防止を取り巻く現状	7
1 矯正施設における入所者等の状況	7
2 就労・住居に関する状況.....	7
(1)保護観察終了時に無職である者の数および割合	7
(2)刑務所出所者等総合的就労支援対策による就職者数	8
(3)協力雇用主数の状況.....	8
(4)入所受刑者の就労状況.....	9
(5)刑務所出所時に帰住先がない者の数	9
(6)一時的に居場所を確保した者の数	10
3 三重県における刑法犯の刑法犯検挙者数(犯行時年齢層別).....	10
(1)三重県における刑法犯の刑法犯検挙者数(犯行時年齢層別).....	10
(2)三重県における刑法犯検挙者中の犯行時年齢が65歳以上の者の数および割合	11
(3)三重県における刑法犯検挙者中の犯行時年齢が14歳以上20歳未満の者および割合	11
4 特別調整(※)により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数(全国)..	12
5 「三重県地域生活定着支援センター」の支援状況(コーディネート業務)	13
6 県内の薬物事犯者の検挙者数と再犯者数および割合	14
7 県内保護司数および保護司充足率.....	14
第3章 施策の展開	15
1 就労・住居の確保	15
(1)就労の確保	15
(2)住居の確保.....	19
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進	22
(1)高齢者または障がい者等への支援等.....	22
(2)薬物依存を抱える者への支援等	24
3 非行の防止と立ち直り、学び直し支援の実施	28
(1)児童・生徒等の非行の未然防止.....	29

(2)児童・生徒等の立ち直り支援	31
(3)学校や地域社会において再び学ぶための支援.....	32
4 犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等の実施	34
(1)犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等	35
(2)犯罪に至った者等の家族等に対する支援	38
5 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組	41
6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	42
(1)民間協力者の活動の促進	43
(2)広報・啓発活動の推進	44
7 国・市町・民間協力者等との連携強化.....	45
(1)連携強化のための取組	45
(2)市町における再犯防止の取組推進.....	46
第4章 評価指標と計画の推進体制	47
1 評価指標.....	47
2 推進体制	47

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨

(1)改定の経緯

再犯の防止等に関する国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下、「再犯防止推進法」という。)が平成 28(2016)年 12 月に施行され、翌 29 (2017) 年 12 月には国の再犯防止推進計画が策定されました。

再犯防止推進法では、地方公共団体に対して、国の再犯防止推進計画を勘案した「地方再犯防止推進計画」を定めるよう、努力義務が課されており、県においても令和 2 (2020) 年 3 月に「三重県再犯防止推進計画」(計画年度：令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度まで)(以下、「第一期計画」という。)を策定しました。

令和 6 (2024) 年度をもって計画期間が満了することから、第一期計画の取組等を継承しつつ、令和 5 (2023) 年 3 月に閣議決定された国の第二次再犯防止推進計画の内容や第一期計画の成果や課題等をふまえて第二期三重県再犯防止推進計画を策定します。

(2)第一期計画に基づく取組の検証

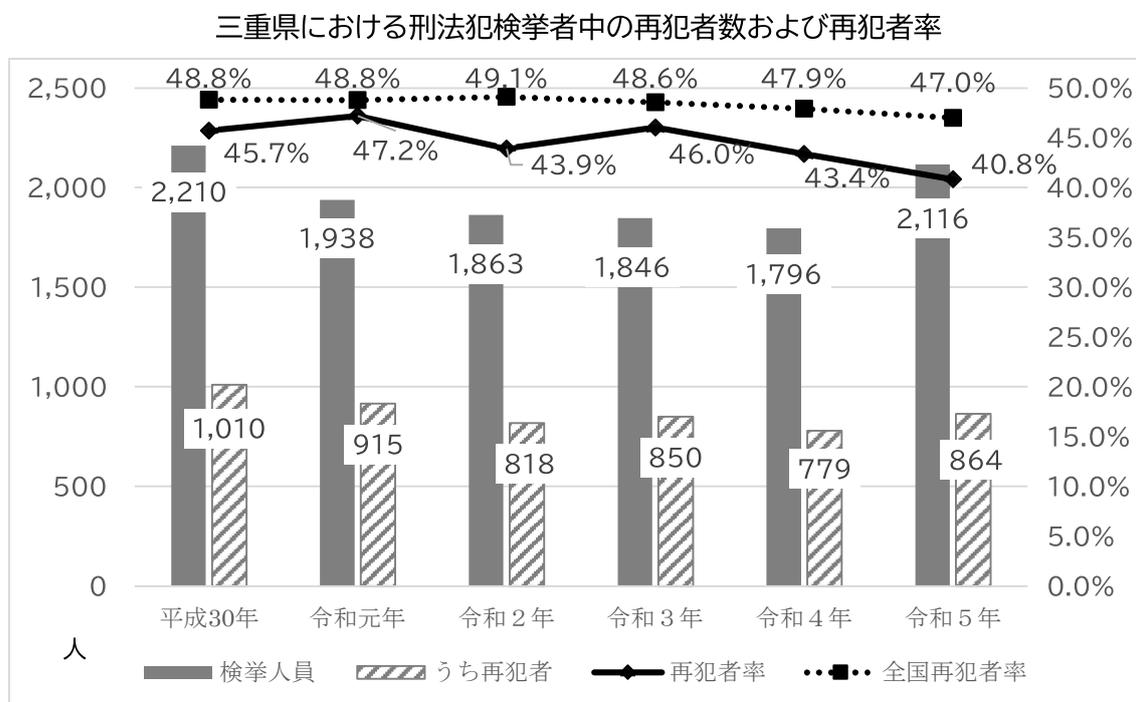
第一期計画では、「就労・住居の確保等」「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」「学校等と連携した修学支援の実施等」「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等および犯罪被害者等の心情等を理解するための取組」「民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等」の 5 つの項目を重点課題として位置づけ、自立相談支援機関等における就労支援、高齢や障がいのある矯正施設出所者等に対する福祉サービスの利用支援等各種施策に取り組んできました。

第一期計画の目標値は、令和 6 (2024) 年の県内の刑法犯検挙者数の中の再犯者数を平成 30 (2018) 年の 1,010 人と比較して 20%減少 (808 人) することとしています。

令和 5 (2023) 年の再犯者数は 864 人となり、再犯者率は 40.8%であり、平成 30 (2018) 年の 45.7%と比較して 4.9 ポイント減少している状況です。

第一期計画の目標は達成できておらず、三重県の再犯者率は減少傾向にあるものの、4割を上回っていることから、安全・安心な社会を実現するため、引き続き再犯防止の取組を推進していく必要があります。

また、支援に携わる関係機関等からは、一人ひとりが抱える課題は異なり、複雑化・複合化していることが指摘されており、包括的な支援体制の整備や犯罪に至った者等一人ひとりに寄り添った息の長い支援が求められています。



(出典:三重県警察本部、法務省提供のデータに基づき作成)

※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科または前歴を有する者をいう。

(3)国の第二次再犯防止推進計画の概要

国が令和5(2023)年3月に定めた第二次再犯防止推進計画では、第一次再犯防止推進計画で設定された5つの基本方針を踏襲し、以下に掲げる7つの事項が重点課題として設定されました。

〔国計画における5つの基本方針の概要〕

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導および支援を実施
- ③ 身体的・精神的苦痛、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性をふまえて実施

- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等をふまえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

〔7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

「地域による包摂の推進」にあたっては、国の第二次再犯防止推進計画から新たに設けられた課題であり、国・都道府県・市区町村の役割を明記することで、国と地方公共団体の連携をさらに強化していくことを目的としています。

国の第二次再犯防止推進計画において、国・都道府県・市区町村の役割が次のとおり示されました。

【国の役割】

刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題をふまえた必要な指導・支援を実施する。また、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進し、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。

【都道府県の役割】

広域自治体として、域内の市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築、および、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。

【市区町村の役割】

地域住民に最も身近な基礎自治体として、各種行政サービスを必要とする犯罪に至った者等が地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう適切にサービスを提供するよう努める。また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

2 計画の基本理念

第一期計画では、「犯罪や非行をした者を孤立させない」を基本理念とし、国や市町、関係する民間団体等と連携しながら、「息の長い」社会復帰支援に取り組むことで再犯者数を減少させ、安全・安心な社会を実現していくことをめざしてきました。こうした理念は継承しつつ、犯罪や非行に至った者と地域社会とのつながりが途切れることのない伴走する支援をより一層推進するため、基本理念を「犯罪や非行に至った者を包摂する社会へ」と変更します。

なお、この計画の対象者は第一期計画と同様、再犯防止推進法第2条第1項に規定する犯罪をした者等とし、刑務所等の矯正施設出所者のほか、微罪処分者、起訴猶予者、罰金・科料を受けた者、刑の執行猶予者、非行少年または非行少年であった者等を含むものとします。

対象者の表記については、犯罪に至った取り巻く環境や課題などに着目し、「犯罪に至った者等」とします。

3 計画の重点課題と取組方向

第二期計画では、第一期計画の重点課題を継承しつつ、第一期計画に基づく取組の検証、再犯防止推進法、国の第二次再犯防止推進計画や「2計画の基本理念」をふまえ、重点課題とそれぞれの取組方向を次のとおり位置づけるものとします。

1 就労・住居の確保

- (1) 就労の確保
- (2) 住居の確保

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- (1) 高齢者または障がい者等への支援等
- (2) 薬物依存を抱える者への支援

3 非行の防止と立ち直り、学び直し支援の実施

- (1) 児童・生徒等の非行の未然防止
- (2) 児童・生徒等の立ち直り支援
- (3) 学校や地域社会において再び学ぶための支援

4 犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等の実施

- (1) 犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等
- (2) 犯罪に至った者等の家族等に対する支援

5 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

- (1) 民間協力者の活動の促進

- (2) 広報・啓発活動の推進
- 7 国・市町・民間協力者等との連携強化**
- (1) 連携強化のための取組
- (2) 市町における再犯防止の取組推進

4 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。ただし、再犯防止推進法の改正や国の再犯防止推進計画の策定、各施策・取組の進捗状況やその他社会情勢の変化等から、計画の期間中であっても、必要に応じた見直しを行うものとしてします。

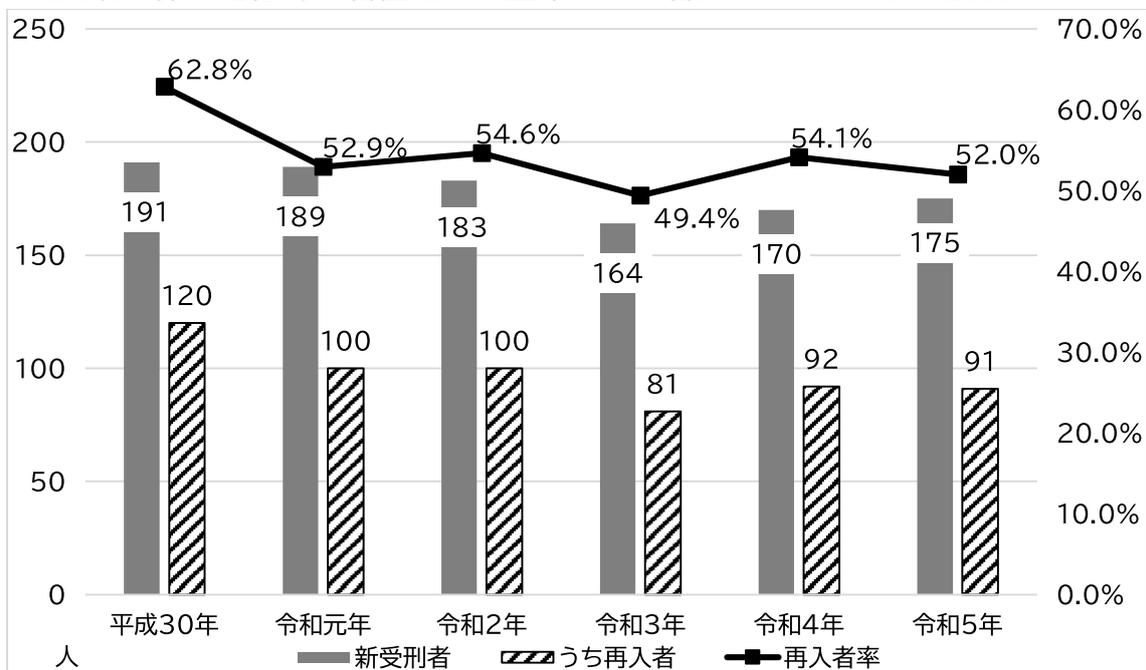
第2章 三重県の再犯防止を取り巻く現状

1 矯正施設における入所者等の状況

新受刑者中の再入者または刑の執行猶予歴のある者の数および割合

〔受刑に係る犯行時の居住地が三重県である者〕

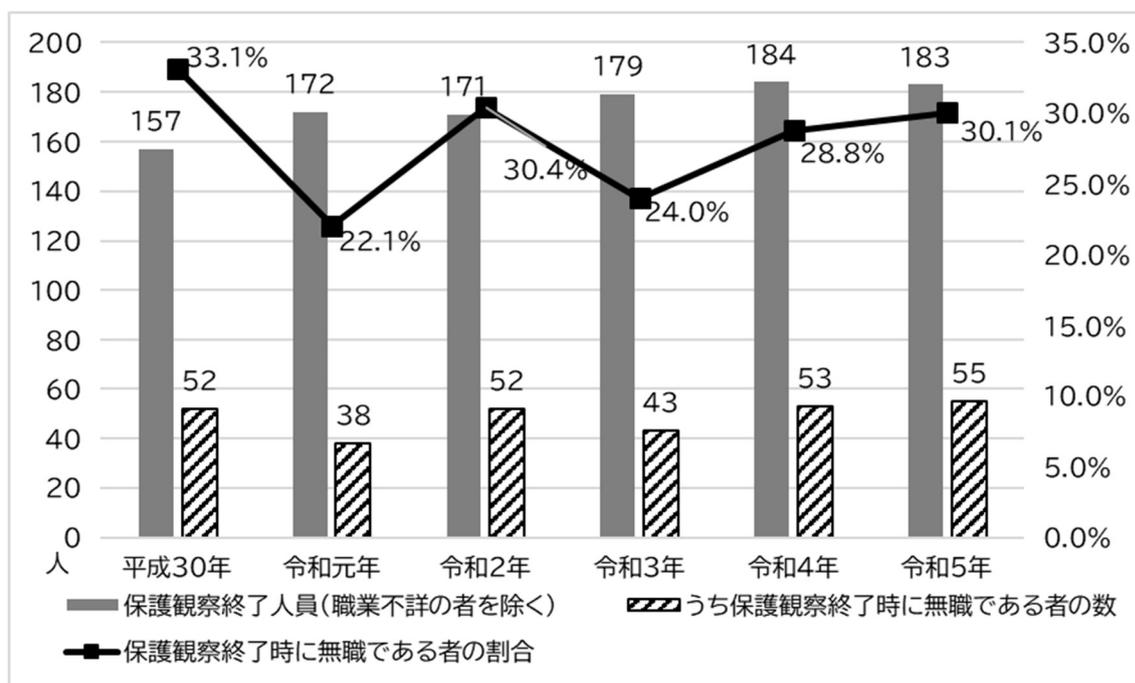
(出典)法務省提供データ



2 就労・住居に関する状況

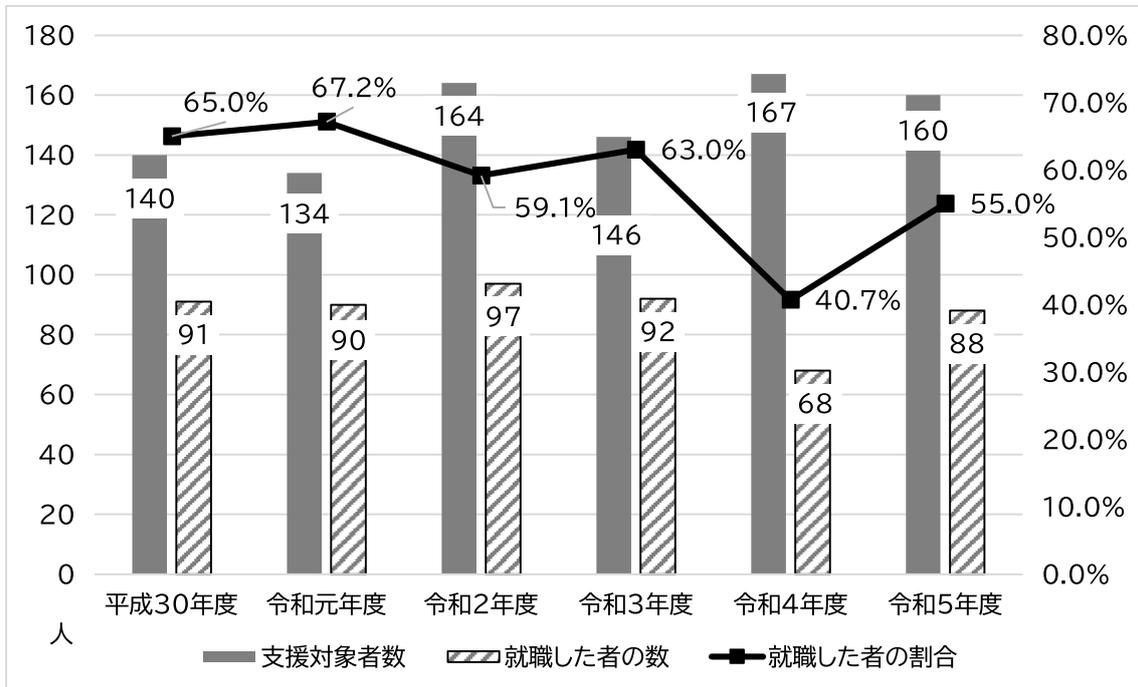
(1) 保護観察終了時に無職である者の数および割合

津保護観察所において保護観察を終了した者(仮釈放者および保護観察付全部執行猶予者)のうち無職である者の数および割合 (出典)法務省提供データ



(2) 刑務所出所者等総合的就労支援対策による就職者数

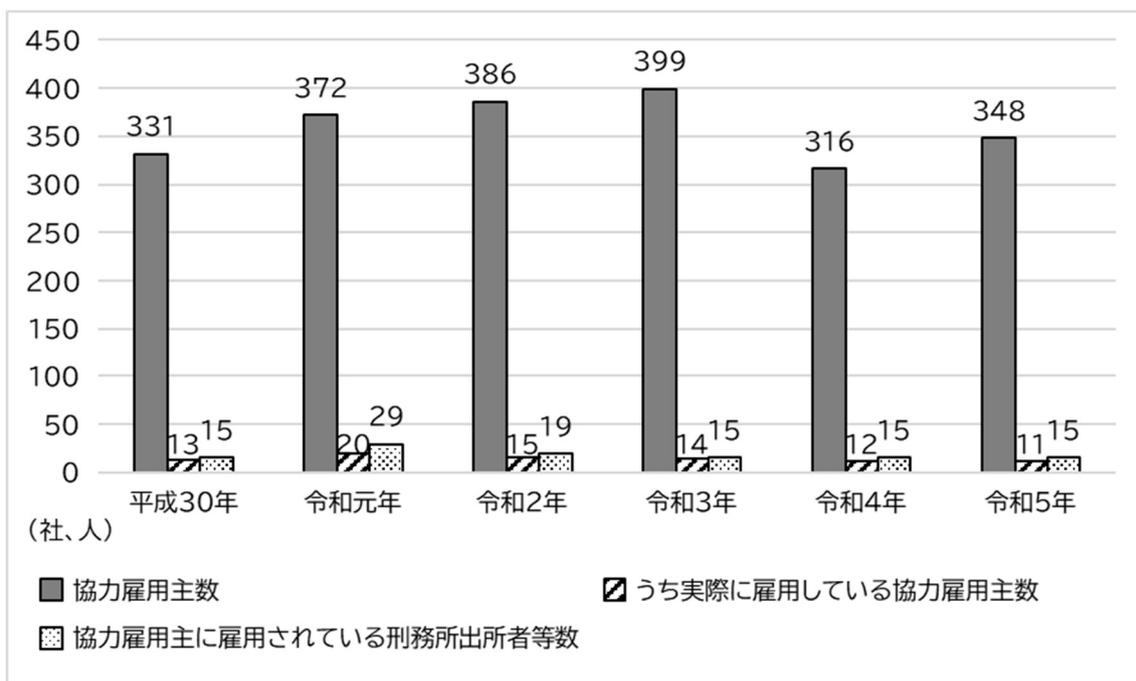
県内のハローワークにおける刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち就職した者の数および割合
(出典)法務省提供データ



(3) 協力雇用主数の状況

津保護観察所に登録している協力雇用主数と実際に雇用している協力雇用主数および協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数

※平成30年は4月1日現在、令和元年から10月1日現在 (出典)法務省提供データ



(4)入所受刑者の就労状況

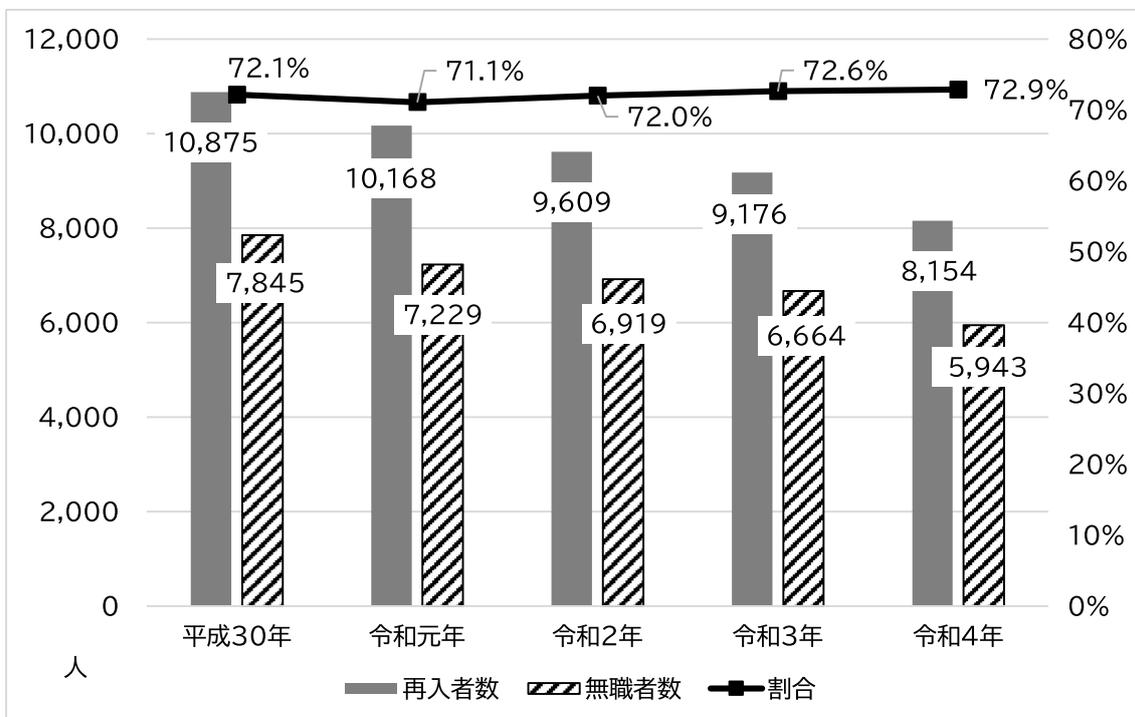
刑務所再入所者で犯行時に無職である者の数および割合(全国)

※犯行時の就労状況。

(出典)犯罪白書のデータに基づき作成

※「無職」は、定収入のある無職者を含む。

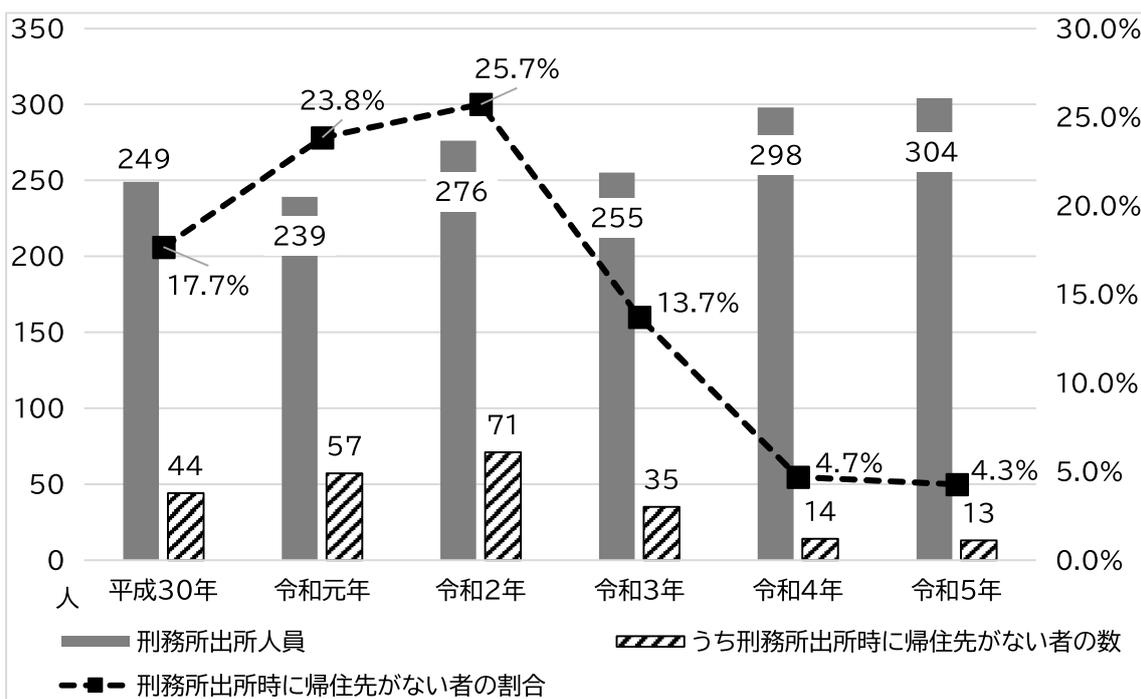
※学生・生徒、家事従事者および就労状況が不詳の者を除く。



(5)刑務所出所時に帰住先がない者の数

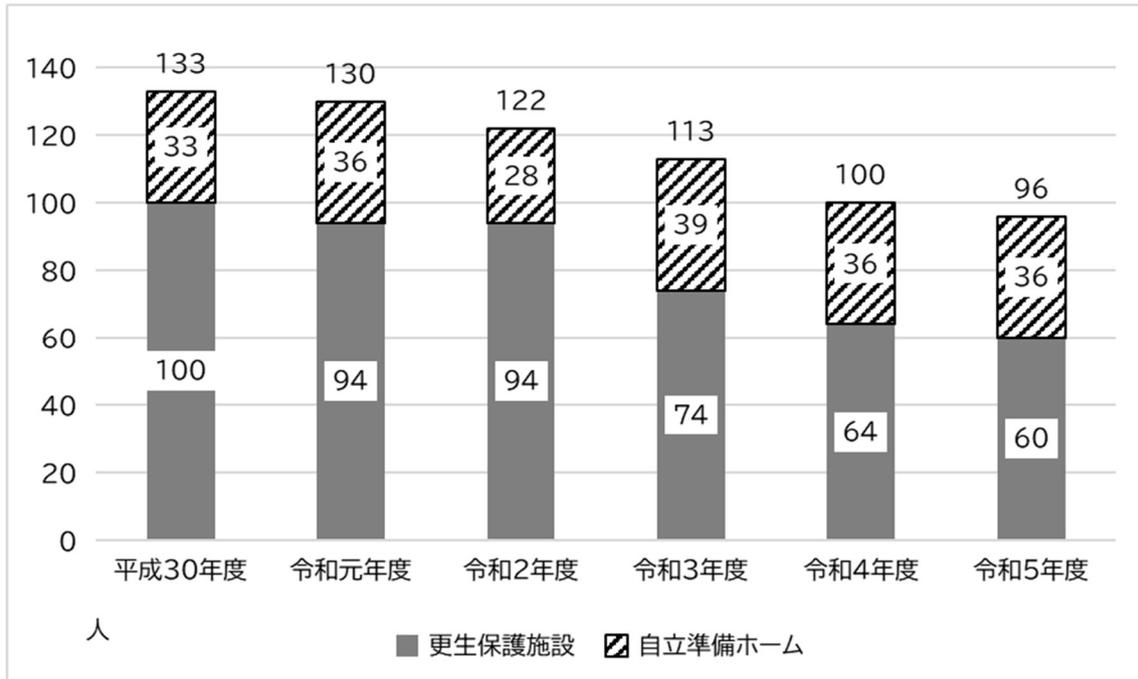
三重刑務所を出所した者(※)のうち出所時に帰住先がない者の数および割合

※県内の刑務所には、居住地が三重県以外の者も収容されている。(出典)法務省提供データ



(6)一時的に居場所を確保した者の数

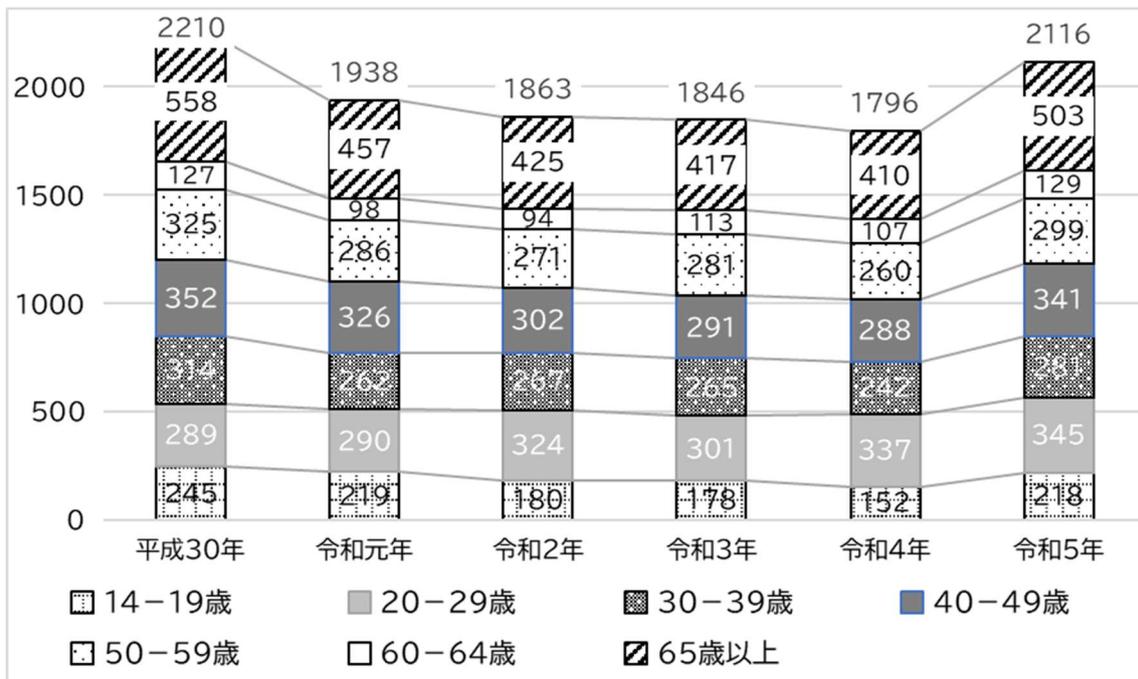
県内更生保護施設および自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数
(出典)法務省提供データ



3 三重県における刑法犯の刑法犯検挙者数(犯行時年齢層別)

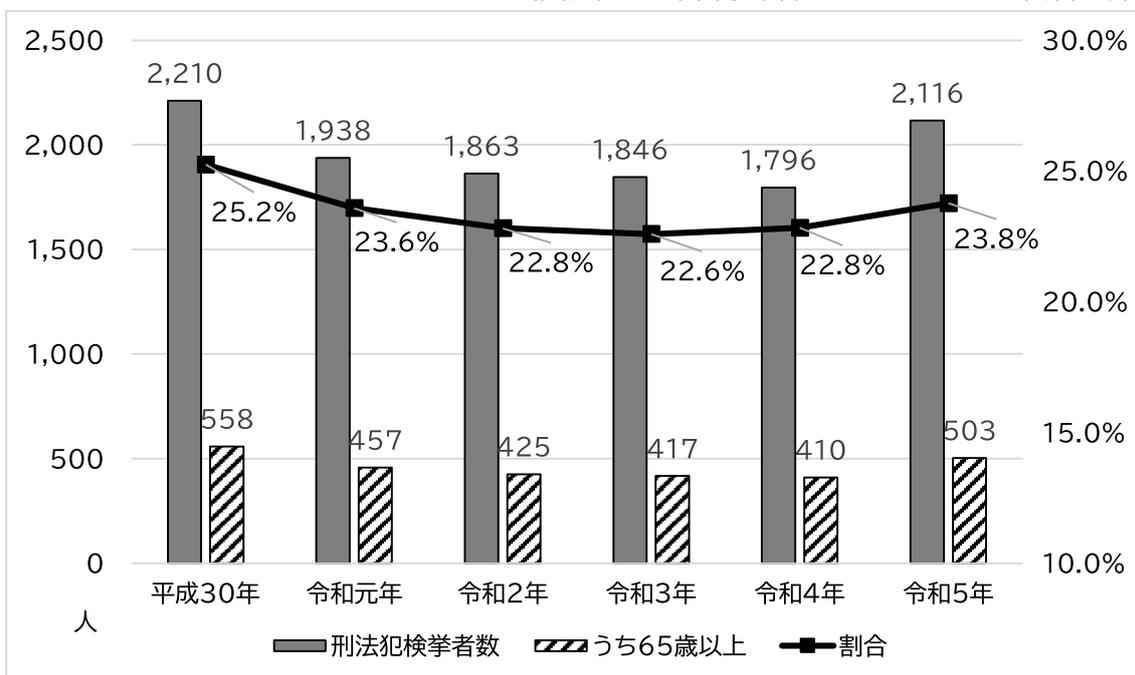
(1)三重県における刑法犯の刑法犯検挙者数(犯行時年齢層別)

(出典)三重県警察本部



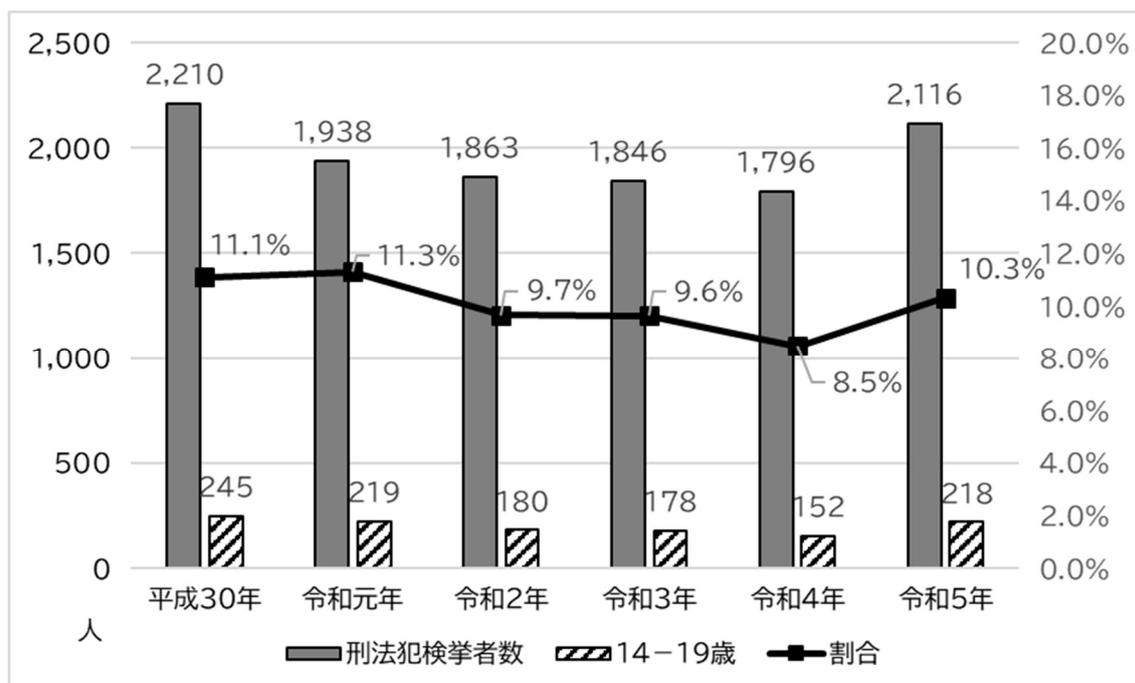
(2)三重県における刑法犯検挙者中の犯行時年齢が65歳以上の者の数および割合

(出典)三重県警察本部のデータをもとに割合を算出



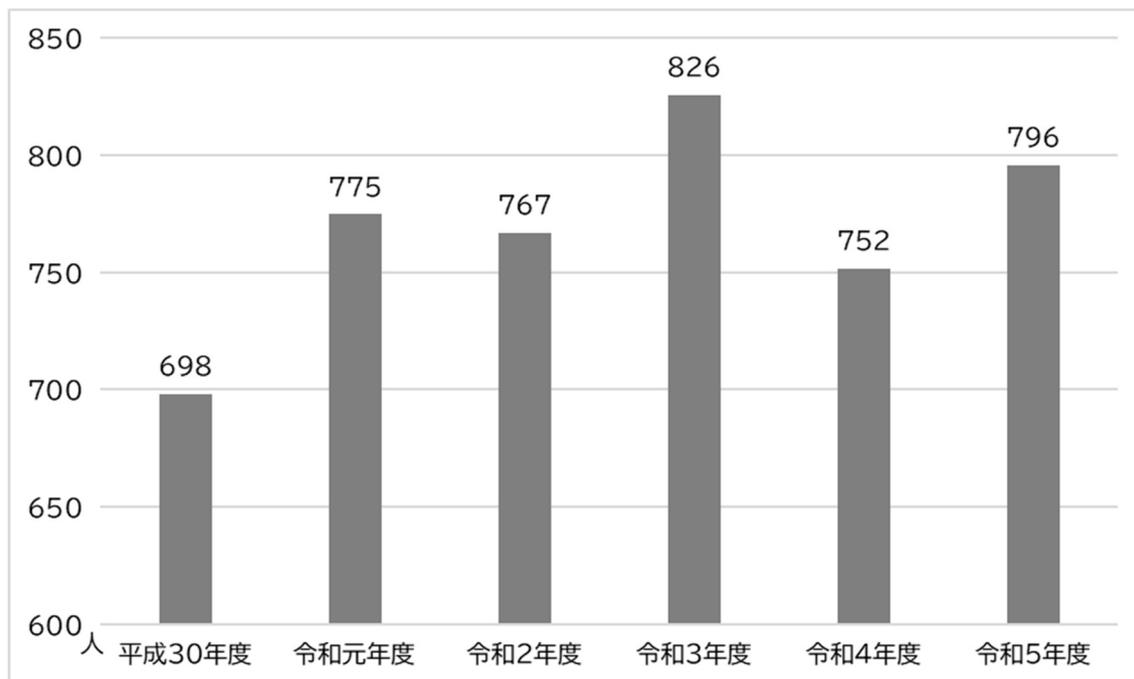
(3)三重県における刑法犯検挙者中の犯行時年齢が14歳以上20歳未満の者および割合

(出典)三重県警察本部のデータをもとに割合を算出

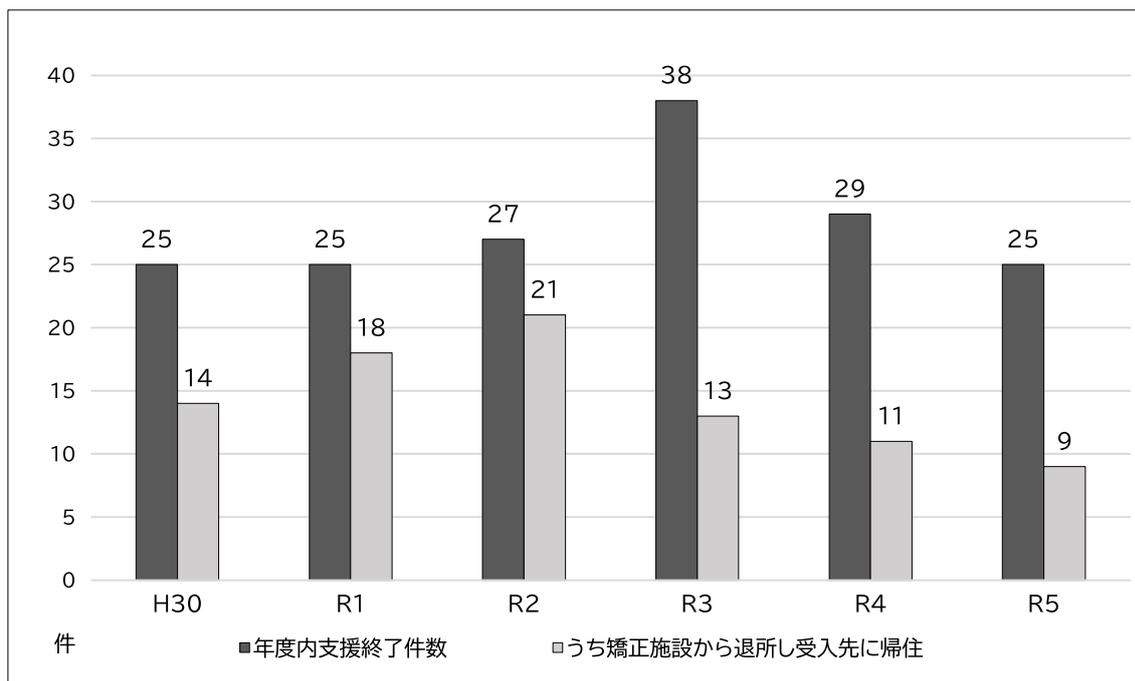


4 特別調整(※)により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数(全国)

※高齢または障がいにより特に自立が困難な刑務所出所者等については、「特別調整」として、厚生労働省の事業で各都道府県が設置する地域生活定着支援センターと連携し、出所後速やかに福祉サービス等を受けられることができるよう、必要な調整を行う。 (出典)法務省提供データ



5 「三重県地域生活定着支援センター」の支援状況(コーディネート業務)

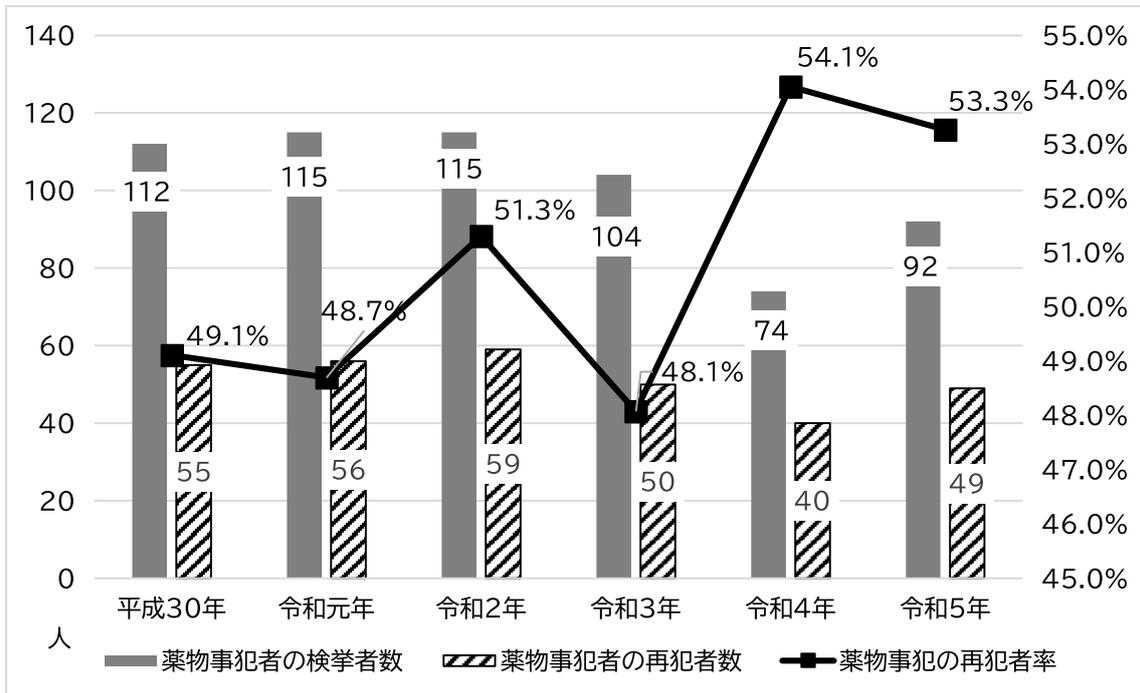


(内訳)

受入先等	年度						
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
更生保護施設・自立準備ホーム	5	5	1	3	3	4	
自宅・アパート・公営住宅等	3	1	2	0	0	2	
障害者支援施設	0	1	5	0	1	1	
グループホーム・ケアホーム	3	3	9	7	4	1	
病院	1	0	2	0	1	0	
救護施設	1	3	2	1	1	0	
サービス付き高齢者向け住宅	0	2	0	1	0	0	
養護老人ホーム	1	0	0	1	1	0	
有料老人ホーム	0	2	0	0	0	0	
特別養護老人ホーム	0	0	0	0	0	1	
無料定額宿泊所・簡易宿泊所	0	0	0	0	0	0	
その他	0	1	0	0	0	0	
小計(受入先に帰住した件数)①	14	18	21	13	11	9	
他センターへ依頼②	10	6	5	23	16	14	
支援辞退など③	1	1	1	2	2	2	
合計(①+②+③)	25	25	27	38	29	25	

6 県内の薬物事犯者の検挙者数と再犯者数および割合

(出典)三重県警察本部のデータをもとに割合を算出。少年を含む。

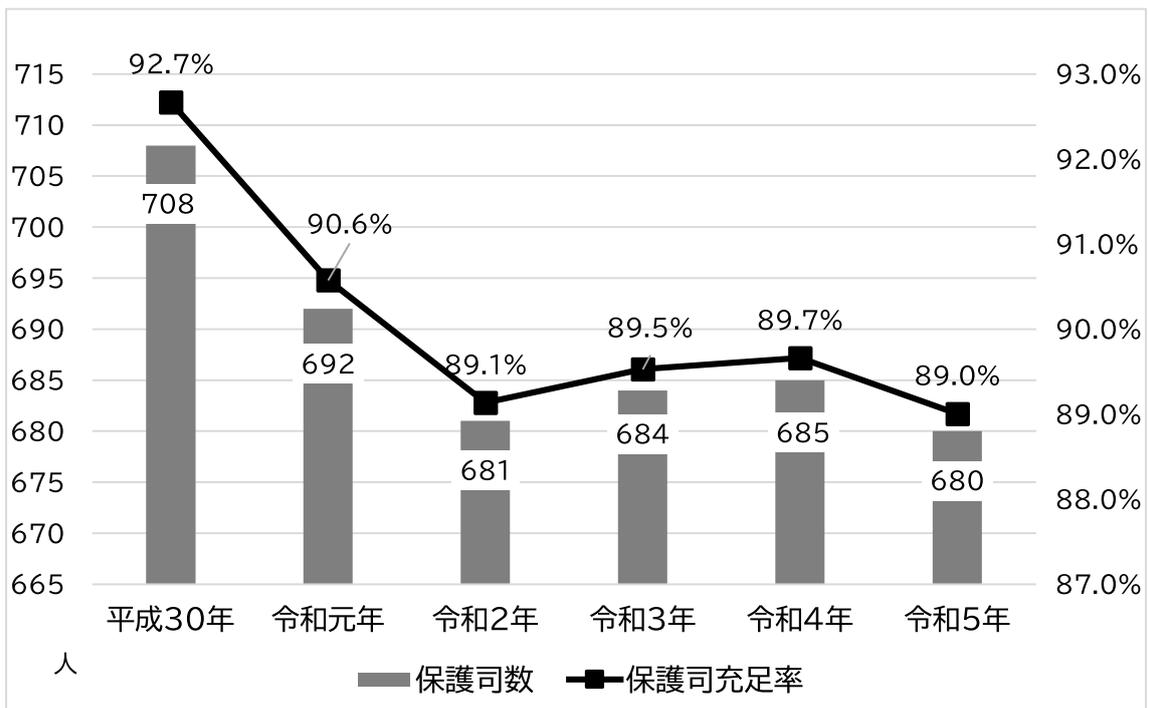


覚醒剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法および国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬および向精神薬取締法等の特例等に関する法律による検挙者

7 県内保護司数および保護司充足率

県内保護司数および定数(764人)に対する充足率(各年1月1日現在)

(出典:法務省提供データ)



第3章 施策の展開

県の実施とあわせて国および民間協力者等の取組を記載し、刑事司法の入口段階から地域社会での定着に至るまでの県内で実施する再犯防止に関する取組を示します。

1 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

(現状と課題)

犯罪白書によると、刑務所再入所者で犯行時に無職の割合は、令和4(2022)年で72.9%であり、平成30(2018)年と比較しても依然として高い割合(第2章2(4)参照)であり、津保護観察所において保護観察を終了した者(仮釈放者および保護観察付全部執行猶予者)のうち、無職である者の割合は、令和5(2023)年は55人であり30.1%となっています(第2章2(1)参照)。

国においては、これまでに、法務省と厚生労働省の連携による刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、矯正就労支援情報センター室(通称「コレワーク」)の設置、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、刑務所出所者等を雇用する民間の事業主(協力雇用主)の確保に向けた取組が実施されています。

県内のハローワークにおける刑務所出所者等総合的就労支援対策の令和5(2023)年の対象者160人のうち就職した者の数は55.0%の88人となっています(第2章2(2)参照)。

また、令和6(2024)年3月に、刑務所出所者等の就労支援を行う日本財団職親プロジェクト東海三重支部が発足しました。

県では、「三重県生活相談支援センター」をはじめとする自立相談支援機関、「障害者就業・生活支援センター」や「おしごと広場みえ」において総合的に就労支援を行うとともに、農福連携ワンストップ窓口において、障がい者の施設外就労の拡大・定着に向けた取組等を実施しています。

一方で、津保護観察所に登録している協力雇用主348事業所中、刑務所出所者等を雇用しているのは11事業所(被雇用者は15人)にとどまっています(令和5(2023)年10月1日現在(第2章2(3)参照))。

刑務所出所者等には、前科・前歴に加えて、就労に必要な知識や資格等を有していないことなどにより、求職活動が円滑に進まないこと、社会人として必要な対人関係を形成し、維持する能力を身につけていないため、職場での人間関係を十分に構築できないこと等の理由により、適切な職業選択ができない者や、一旦就職しても離職してしまう者も多く、求職活動に対する支援に加えて、職場への定着を支援していくことも課題となっています。

また、犯罪に至った障がい者の就労においては、障がいが軽度で福祉的支援は受けられないが、一般就労も難しく、制度の狭間で適切な支援が得られない事例など課題が複雑化・複合化しています。

犯罪に至った者等が、再び地域社会で安定した生活を送るため、引き続き就労支援やその後の定着支援を図るとともに、複雑化・複合化した課題を抱える当事者に対して、支援メニューや制度をあてはめるのではなく、本人の意向を丁寧に確認し、その意思に沿った対応が求められています。

(具体的施策)

① 就職に向けた相談・支援等の充実

(ア)受刑者に対し、出所後の就労に必要な知識および技能を習得させ、または向上させるため、職業訓練(5種目)を実施します。また、復習的職業訓練として、ビジネススキル科のフォローアップ訓練を実施します。【三重刑務所】

(イ)受刑者に対し、就労に前向きな姿勢や意欲を持たせ、また自らの適性や能力について実践的に考える機会を付与することにより、出所後の就職先への定着を図ることを目的とし、協力雇用主などのさまざまな関係団体の協力のもと、受刑者に対して職場体験や職業講話などの各種就労支援を実施します。【三重刑務所】

(ウ)犯罪に至った者等の適切な就労先の確保のため、ハローワーク等とのより効果的な連携体制のあり方を検討し、就労支援対策の一層の充実を図ります。【三重刑務所、津保護観察所、三重県就労者支援事業者機構】

(エ)刑務所出所者等への就職支援や就労定着支援を図るため、令和6(2024)年7月1日から国の委託を受けて、就職活動支援業務、職場定着支援業務を関係機関、団体と連携し推進します。【三重県就労支援事業者機構】

(オ)日本財団職親プロジェクトは、再び罪を犯すことを防ぐため、また犯罪で悲しむ方を増やさないため、「就労」、「教育」、「住居」、「仲間づくり」の視点で刑務所出所者、少年院出院者の社会復帰を応援します。【職親プロジェクト東海三重支部】

(カ)刑務所出所者・少年院出院者のゆるやかな社会復帰と一般社会での自立に向けて、スムーズに職場環境に慣れ、定着できるよう、基礎知識の習得(読み書き、算数、英語を通じた社会スキルなど)から道徳・倫理、社会規範などの心の教育および実社会における生活指導の提供を通じて、

生きる力を育成し、社会・組織で働くための人づくりを実施します。【職親プロジェクト東海三重支部】

(キ)再犯防止に明るい専門家（弁護士、依存症の専門家、カウンセラー、臨床心理士など、少年院出院者、刑務所出所者の就労時に問題が発生した際に、適宜相談できる専門家）等相談先の配備や職親企業間の職場体験の実施などにより、対象者の就労支援を行う際に、本人の希望や特性に応じた支援を行います。

また、全国的なネットワークを活かし、県域を越えた就職支援を実施します。【職親プロジェクト東海三重支部】

(ク)生活保護制度および生活困窮者自立支援制度において、関係機関等と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行います。早期に就労が見込まれる方については、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援員等による伴走型の就労支援を行い、自立ができるよう支援します。直ちに一般就労が難しい方には、「就労準備支援事業」を実施し、一般就労に至る準備としての基礎能力の形成を支援します。【子ども・福祉部】

(ケ)身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行う拠点として、県と国（三重労働局）の委託により設置する県内9か所の「障害者就業・生活支援センター」において、相談支援に取り組みます。【子ども・福祉部】

(コ)少年院や保護観察所等のほか、ハローワークや地域若者サポートステーション等と連携し、非行少年等の就労支援に取り組みます。【教育委員会事務局】

(カ)引き続き、三重労働局等と連携し「おしごと広場みえ」を拠点として県内企業と若者とのマッチングを図るなど、オンラインサービスを活用しながらワンストップで総合的な就職就労支援を提供します。

また、津高等技術学校においてニーズに応じた訓練カリキュラムを策定し、新規学卒者や離転職者等を対象とした職業訓練を実施し、就職の実現を支援します。【雇用経済部】

(シ)生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象に、地域若者サポートステーション等と連携しながら、農業就業に向けて作成したプログラムの共有や受け入れ農家における就業体験等を行うなど、福祉的側面からの取組を推進します。【農林水産部】

(ス)保護観察および更生緊急保護が終了した保護観察所の支援対象者以外の者に対する就労支援および職場定着支援事業の実施を検討します。【子ども・福祉部】

(セ)「三重県地域生活定着支援センター」では、矯正施設出所者や矯正施設に至らずに釈放された福祉支援が必要な者等について、福祉支援を行う中で、就労が必要な場合は就労に向けた支援を行います。【子ども・福祉部】

② 犯罪に至った者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上

(ア) 刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な者に対し、ハローワークをはじめとする関係機関等と協力して継続的かつきめ細やかな支援を行うとともに、協力雇用主の開拓を推進していきます。保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対し、奨励金を支給します。【津保護観察所、三重県就労支援事業者機構】

(イ) 協力雇用主として登録されている事業所に会員証を作成、配付し関連企業への刑務所出所者等への就労支援活動に対する理解と協力を求めるとともに、協力雇用主の拡大を促進します。【三重県就労支援事業者機構】

(ウ) 犯罪に至った者等の雇用に関係する国等の各種の支援制度について、津保護観察所や三重県就労支援事業者機構とも連携し、企業等に対して、研修会等の機会を活用して周知、働きかけを行い、意識の醸成を図るとともに、協力雇用主への登録を促進します。【子ども・福祉部】

③ 関係機関・団体との連携強化

(ア) 津保護観察所が主催する「刑務所出所者等就労支援推進協議会」および「刑務所出所者等就労支援事業協議会」に参加し、関係機関・団体との連携を図ります。【子ども・福祉部、雇用経済部】

(イ) 協力雇用主の雇用を推進するため、津保護観察所、就労支援事業者機構、職親プロジェクト東海三重支部等と連携して、必要な取組を推進します。【子ども・福祉部】

(2) 住居の確保

(現状と課題)

刑務所出所者等にとって、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な方策の一つといえます。

刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている者について、保護観察所と矯正施設が連携の上、住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と円滑な社会復帰に向けた生活環境を整えるための「生活環境の調整」が行われています。

三重刑務所においては、釈放前に帰住先を確認するなどして、適当な住居の確保に努めるとともに、津保護観察所においては、更生保護施設の受入れ機能の強化や自立準備ホームの確保など、刑務所出所後の帰住先の確保に努めています。

犯罪に至った者等は、保証人を得ることが困難であったり、民間家賃保証会社が利用できなかったりすることも多く、県では、地域社会での定住先の確保を円滑に進めるため、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を含めた要配慮者の入居を拒まない民間住宅（セーフティネット住宅）の登録を進めるとともに、三重県居住支援連絡会の会議において保護観察対象者や更生緊急保護対象者の支援を行う団体と情報共有を行いました。

三重刑務所出所時に帰住先がない者の割合は、令和2年（2020）以降下がっており、令和5（2023）年では4.3%となっていますが、全国では、平成30（2018）年から令和5（2023）年までの間、15から17%台で推移しています（第2章2（5）参照）。

また、令和5（2023）年度に県内の更生保護施設および自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は96人となりました（第2章2（6）参照）。

親族等のもとへ帰住することができない者の一時的な居住場所となる更生保護施設等の確保も重要な課題ですが、更生保護施設等はあくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等を退所した後は、地域に生活基盤を確保する必要があります。

このため、引き続き、地域における居住先の確保の支援が必要であり、支援の実施においては、本人の状態や意思に応じて適切な支援が求められています。

(具体的施策)

① 公営住宅への優先入居による支援

(ア) 保護観察対象者や刑務所出所者等のうち、再犯の割合が高いとされる高齢者（65歳以上）について、県営住宅では障がい者や母子世帯、父子世帯等と同様に引き続き、優先入居の取組により支援します。【県土整備部】

② 住宅セーフティネット制度の活用促進

(ア) 三重県居住支援連絡会の居住支援活動として、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を含む住宅確保要配慮者への住宅相談等にも引き続き取り組みます。【県土整備部】

(イ) 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進するため、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を含めたさまざまな要配慮者支援を担う主体と連携し、家主等に対する普及啓発に取り組みます。【県土整備部】

③ 更生保護施設等の一時的な居場所の充実等

(ア) 保護観察対象者については、主として処遇施設の機能を持つ更生保護施設での受入れとなりますが、対象者の性別や個性その他の特性を考慮し、自立準備ホームでの受入れを調整するなど、柔軟かつ積極的に取り組みます。【津保護観察所】

(イ) 刑務所を刑期満了で出所した者などは、保護観察に付されず、保護観察としての指導監督はできませんが、更生緊急保護対象者として、本人の申し出のもと、住居の確保や就労支援などの支援を行います。

また、他にも起訴猶予処分となった者などが更生緊急保護の対象者となりますが、津地方検察庁と連携し、入口支援（※）にあたります。【津保護観察所】

※入口支援

一般に、矯正施設出所者を対象とし、矯正施設から出所した後の福祉的支援という意味での「出口支援」に対して、刑事司法の入口の段階、すなわち、起訴猶予、刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる者について、高齢又は障害により福祉的支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組をいう。

(ウ) 更生保護施設として、刑務所出所者等のうち、帰住先や住居がない者に対して、一時的な宿泊場所や食事の提供を行うとともに、就職指導や社会適応のための必要な生活指導を行い、被保護者の円滑な社会復帰を支援します。【三重県保護会】

(エ) 更生保護法人三重県保護会が設置する更生保護施設について、平成 24 (2012) 年度の全面改築時には、県が施設整備費への補助を行いました。が、今後も状況に応じた援助・協力を検討します。【子ども・福祉部】

④ その他の取組

(ア) 生活困窮者自立相談支援機関において、住まいに関する相談を受けるとともに、住居確保給付金の活用をはじめ、対象者の状況に応じた支援を行います。また、身体や精神に障がいがあり、経済的な問題を含め、日常生活を営むことが困難な方等に対しては、生活保護制度を活用し、救護施設へ入所するなど、適切な住居の確保について支援します。【子ども・福祉部】

(イ) 「三重県地域生活定着支援センター」において、矯正施設出所者や矯正施設収容には至らずに釈放された福祉支援が必要な者等について、社会福祉施設等の帰住先を支援するほか、賃貸住宅の確保等にも努めます。【子ども・福祉部】

(ウ) 協力雇用主の中で住み込みで働くことができる事業者の確保に向けて、津保護観察所、就労支援事業者機構、職親プロジェクト東海三重支部等と連携して、必要な取組を推進します。【子ども・福祉部】

(エ) 津保護観察所と連携し、保護観察における補導援護や更生緊急保護により提供する宿泊場所である自立準備ホームの安定的な確保に協力します。【子ども・福祉部】

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者または障がい者等への支援等

(現状と課題)

令和3（2021）年出所者の2年以内再入率について、65歳以上の再入率は19.7%と、全体の14.1%よりも高くなっており（令和5年版再犯防止推進白書）、令和5（2023）年の三重県における刑法犯検挙者のうち23.8%は65歳以上の高齢者となっています（第2章3（1）（2）参照）。

また、全国で特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者は、令和5（2023）年度では796人となっています。令和元（2019）年度以降は毎年750人以上の調整を行っています（第2章4参照）。

国においては、矯正施設在所中の段階から高齢者または障がいのある者等に対して、アセスメントを実施し、福祉的支援が必要な者に対する支援方針の策定や、福祉的支援についての理解の促進や動機付けを図るとともに、出所後に適切な福祉サービス等を受けられるよう、「三重県地域生活定着支援センター」等と連携して取り組んできました。

また、刑務所等に入ることなく地域に戻る刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢または障がいにより福祉的支援を必要とする者に対し、令和3（2021）年度から、検察庁、保護観察所、県が設置する「三重県地域生活定着支援センター」等が連携して釈放後直ちに支援を実施する新たな取組（被疑者等支援業務）を開始しています。

しかしながら、高齢者は刑務所へ再び入所する割合が依然高いほか、多くの専門的な保健医療・福祉サービスが必要な困難事例が増加しており、福祉的支援が必要と思われるにも関わらず、本人が入口支援や出口支援を拒否する場合も少なくありません。また、軽度な障がいのある者等で、制度の狭間にあって保健医療・福祉サービスにつながらない者の支援については、とりわけ課題となっています。

(具体的施策)

① 保健医療・福祉サービスの提供

(ア) 高齢または障がいのある受刑者のうち、自宅があるなどの理由で、特別調整の対象にならないが、独力での生活再建が困難である者に対し、市町、医療機関、福祉関係機関と連携して福祉サービス受給等を事前調整の上、帰住先を整え、円滑な地域生活を再建できるよう支援を行うため、関係機関との連携を強化します。【三重刑務所】

(イ) 高齢や障がい等により自立が困難な者に対し、福祉サービスへのつなぎと利用の促進を行います。【三重県保護会】

(ウ) 貧困が原因で罪を犯した者、または刑事施設からの退所者で生活の基盤が確保されていない者の生活を支援するため、生活保護の申請手続について、日本弁護士連合会の援助制度により、原則無償で弁護士による代理業務を行います。【三重弁護士会】

(エ) 「三重県地域生活定着支援センター」では、矯正施設、津保護観察所など司法関係機関および地域福祉機関や関係行政とも連携し、高齢または障がいのある矯正施設出所者等に対して、その意向や状況に配慮しながら、福祉サービスの利用支援等、円滑な社会復帰に資するための支援を行います。

また、被疑者、被告人に関しても高齢または障がいがあり釈放後福祉支援が必要な者についても津地方検察庁や弁護士等と連携し支援を行っていきます。その他、罪を犯した福祉支援の必要な者の相談に対応し、必要な支援を行います。【子ども・福祉部】

(オ) 地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。【医療保健部】

(カ) 複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、対象者の属性や相談内容等に関わらず包括的に相談を受け止め、多機関協働による支援や、地域のさまざまな主体と連携した社会参加に向けた支援などを一体的に行う重層的支援体制整備事業をはじめとした、包括的な支援体制が県内市町に広がるよう、市町のニーズをふまえた支援を行います。【子ども・福祉部】

② 関係機関・団体との連携の強化

(ア) 津保護観察所および「三重県地域生活定着支援センター」が中心となって開催する地域生活定着支援事業に係る連絡会議等の体制を充実し、刑務所等を出所した高齢または障がいのある者に対する支援について、具体的な困難事例等の共有等を行いながら、関係者（国の関係機関や関係団体、市町等）間の理解を深め、さらなる連携を図ります。【子ども・福祉部】

(イ) 三重県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業では、認知症高齢者や知的障がい者等で、判断能力が不十分な者に対する福祉サービスの利用の援助等に取り組んでおり、県では引き続き、三重県社会福祉協議

会に補助を行い、その取組を支援します。【子ども・福祉部】

(ウ) 市町、社会福祉協議会等と連携し、高齢者または障がい者等の再犯防止に対する民生委員・児童委員や福祉サービス従事者等の意識の醸成が図られるよう、効果的な情報の周知等を行います。【子ども・福祉部】

(2) 薬物依存を抱える者への支援等

(現状と課題)

県内の薬事犯検挙者数は、令和5(2023)年は92人であり、令和元(2019)年から減少傾向にあるものの、令和4(2022)年の74人から約24%増加しています(第2章6参照)。

また、再犯者率は令和5(2023)年は53.3%であり、令和元(2019)年から令和5(2023)年の5年間は、50%前後で推移しており(第2章6参照)、薬物依存からの回復に向けた取組が重要となります。

国では、矯正施設内における薬物依存離脱指導や保護観察対象者に対しての医療機関や三重ダルク等と連携した薬物指導プログラムを実施するなど対象者への支援を行うとともに、薬物依存症者の親族等の知識等の向上や薬物依存症対策関係機関の連携強化などの取組も実施しています。

県では、「三重県こころの健康センター」を薬物依存症における三重県全体の核となる相談拠点として、専門性を備えた医師および相談員を配置し、関係機関と連携しながら、専門電話相談、専門面接相談、医師相談による相談支援を実施しました。

また、薬物事犯で検挙した者やその家族に対して、薬物再乱用防止対策に対応する関係機関・団体に関する情報が記載されたパンフレットを交付するとともに、三重刑務所に社会復帰アドバイザーを派遣し、受刑者に対して暴力団との関係遮断と併せて、薬物乱用防止に関する指導等を行いました。

さらに、青少年を中心とした県民に対し、薬物乱用防止に向けた街頭啓発を実施するとともに、教職員等を対象とした指導者講習会、小中学生・高校生を対象とした薬物乱用防止教室等を開催しました。

薬物事犯者は、薬物依存症の患者である場合があることから、薬物依存症は回復可能であることを普及啓発していくことに加え、背景にある貧困、孤立、暴力などの課題に目を配り、地域社会で安定した生活が得られるよう、薬物依存症からの回復に向けて、今後もより一層の刑事司法機関や地域の保健医療・福祉機関、民間支援団体等による支援体制の充実を図るとともに、相互に連携して対象者と関わっていくことが必要です。

(具体的施策)

① 薬物依存に関する治療・支援につなげる取組

(ア) 犯罪事実に薬物に関するものが含まれる対象者に対し、依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、依存性薬物を乱用するに至った自己の問題性について理解させるとともに、再び依存性薬物を乱用しないようにするための具体的な方法を習得させることを目的とし、認知行動療法を基盤にした「薬物再乱用防止プログラム」を実施します。【津保護観察所】

(イ) 薬物、アルコール、ギャンブリング、盗癖などの問題を抱える者に対して支援を行います。「安全な暮らしの場の提供」、「自分の問題を振り返り、新しい解決法を見つける機会の提供」、「自助グループへのつなぎ」など、これからの生活に必要なサポートであり、依存症に関する初期相談から、依存対象（薬物、アルコール、ギャンブリングなど）を手放すためのサポート（医療機関への接続、生活保護を含む福祉支援等）を経て、社会参加（福祉的就労を含めた就労、高校・大学への就学など）に至るまで、一人ひとりの希望や特性に合わせたサポートを提供します。【三重ダルク】

(ウ) 「三重県こころの健康センター」を中心に、薬物事犯者も含めた薬物依存者について、治療や社会復帰への支援およびその家族への支援体制を充実させていくとともに、保健所を含めたネットワークにより、薬物相談に総合的に対応できる体制を充実します。【医療保健部】

(エ) 薬物依存者への適切な支援に向けて、薬物相談ネットワーク整備事業で取り組む、人材育成のための講演会や啓発活動等において、意識の醸成を図ります。【医療保健部】

(オ) 「第8次三重県医療計画」や、法務省と厚生労働省による「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」等をふまえ、薬物依存者への支援に向け、関係機関との緊密な連携を図ります。【医療保健部】

② 関係機関との連携

(ア) 三重刑務所において特別改善指導の一環として、三重ダルクや暴力追放三重県民センター等の職員を招き、「薬物依存離脱指導」を実施します。【三重刑務所、三重ダルク、県警本部】

(イ) 出所を間近に控えた薬物事犯者へ直接面談し、出所後の生活に関する相談を行います。【三重刑務所、三重ダルク】

(ウ) 関係機関（相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関、市町および保健所等）において、精神保健福祉業務に従事する職員等を対象とした専門的な教育研修や依存症ネットワーク会議に取り組みます。【三重ダルク・医療保健部】

(エ) 矯正施設への社会復帰アドバイザー等の派遣、薬物事犯の検挙を通じ、薬物事犯者に対する薬物断絶の指導教養に取り組みます。【県警本部】

③ 薬物事犯者の家族に対する支援

(ア) 薬物依存対象者の再犯防止のためには、家族や引受人等の周囲の理解と支援が不可欠なことから、津保護観察所は年に数回、薬物事犯で矯正施設に入所している者や保護観察を受けている者の引受人や家族等を対象に、薬物依存に対する正しい知識や適正な対応等を学び、支援に伴う精神的疲弊を和らげることを目的として、引受人会を実施します。【津保護観察所】

(イ) 精神保健福祉専門相談として行う、精神科医による面接を含めた相談や依存症問題家族教室において、支援に取り組みます。【医療保健部】

④ 民間団体への支援

(ア) NPO法人三重ダルクと連携して行う、依存症に関する講演会や依存症フォーラムにおいて、他の自助グループとの連携も図ります。【医療保健部】

⑤ 薬物依存に関する適切な広報・啓発等

(ア) 各地域で薬物乱用防止に熱意と理解を持つ薬物乱用防止指導員および薬物乱用防止指導啓発団体を委嘱し、薬物乱用防止に関する研修を行うことなどにより、薬物乱用防止に向けた人材育成に取り組むとともに、地域に根ざした啓発活動を行います。【医療保健部】

(イ) 各地域の薬物乱用防止指導員、薬物乱用防止指導啓発団体によって構成された各地区薬物乱用防止指導者協議会や関係団体と連携し、各地区の特色を活かした啓発活動を展開することで、青少年を中心とした県民に対し、薬物乱用防止対策を推進します。【医療保健部】

(ウ) 国の薬物乱用対策推進会議の地方本部である「三重県薬物乱用対策推進本部」では、参加機関が相互に連携を図り、広報啓発活動に取り組みます。【医療保健部】

- (エ) 学校薬剤師およびライオンズクラブ国際協会 334-B 地区の薬物乱用防止教育認定講師等による小・中・高等学校等における薬物乱用防止教室の推進に努め、全ての中学校、高等学校で薬物乱用防止教室を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めるよう、引き続き働きかけます。【医療保健部】【教育委員会事務局】
- (オ) 教職員等を対象とした薬物乱用防止教室推進のための指導者講習会を開催し、指導者の専門性を高め、児童生徒の健全育成に努めます。【教育委員会事務局】

3 非行の防止と立ち直り、学び直し支援の実施

(現状と課題)

三重県における刑法犯検挙者のうち14歳以上20歳未満の割合は、10%前後で推移していますが、令和5(2023)年は10.3%であり令和4(2022)年比で1.8ポイント増加しています(第2章3(1)(3)参照)。

国においては、これまで、高等学校の中退防止のための取組や、高等学校中退者等に対する学習相談や学習支援、また、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験に向けた指導、少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供や出院後の進路指導、保護観察所における保護司やBBS会等の民間ボランティアと連携した学習支援等を実施してきました。また、知的障がいや発達障がいのある在院者に対して、在院中における障害者手帳の取得、福祉サービスにつなげる取組、犯罪や非行の防止のため、心理学等の専門職員が、少年やその家族等に限らず、幅広い視点で相談を受け、学校や関係機関等とも連携して支援を行いました。

県では、児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動を未然に防止するために、スクールカウンセラーの配置時間を拡充するとともに、生徒が相談しやすい環境を整えるため、教育相談員を中学校と県立学校に配置しました。スクールソーシャルワーカーについては、中学校区や県立学校を拠点に、福祉等の関係機関と連携した問題行動等の背景にある課題の解決に向けた支援を行いました。また、街頭補導活動により適切な指導・助言を行うとともに、保護者の同意が得られた少年に対し、継続的な指導・助言などの支援を行いました。さらに、高等学校等就学支援金相当の支援を行う「学び直しへの支援事業」等の取組により、高等学校等を中退した者等の学び直す機会を支援しました。

子どもを取り巻く環境は年々厳しさを増し、家族の問題など複雑化・複合化した課題を抱えており、学校等と連携した修学支援に加え、福祉的な支援などと確実に連携できるよう取り組む必要があります。

また、近年、匿名・流動型犯罪グループ(※)によるSNS上等での犯罪実行者募集情報(いわゆる「闇バイト」)が多く投稿されていることから、少年が犯罪に手を染めることがないように非行防止対策に取り組む必要があります。

※匿名・流動型犯罪グループ

SNSや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺等を広域的に敢行するなどの集団。SNSを通じるなどした緩やかな結び付きで離合集散を繰り返すなど、そのつながりが流動的であり、また、匿名性の高い通信手段等を活用しながら役割を細分化したり、特殊詐欺や強盗等の違法な資金獲得活動によって蓄えた資金をもとに、更なる違法活動を行う犯罪グループ。

（具体的施策）

（１）児童・生徒等の非行の未然防止

- （ア）青少年の非行や犯罪の防止に取り組む専門機関として、本人や家族の他、学校等からの要請を受けて相談に応じるとともに、学校等が抱えるケースの検討会への専門職員の派遣等も行います。【三重法務少年支援センター（津少年鑑別所）】
- （イ）刑務所や少年院にない、矯正施設では唯一の相談窓口として、犯罪や非行の防止のため、心理学等の専門職員が、少年やその家族等に限らず、幅広い視点で相談を受け、学校や関係機関等とも連携して支援を行います。【三重法務少年支援センター（津少年鑑別所）】
- （ウ）関係機関等との連携を強化し、地域援助の推進を図ることを目的に県内の教育機関、児童福祉機関、少年サポートセンター、NPO法人等の参加のもと、「地域援助推進協議会」を開催し、新たな交流や協働を目指します。【三重法務少年支援センター（津少年鑑別所）】
- （エ）生徒間のトラブルや生徒指導上の諸課題に対し、学校からの要請に基づき法的援助を行い（スクールロイヤー制度）、いじめ・非行の未然防止に取り組みます。【三重弁護士会】
- （オ）「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）および「青少年非行防止活動強化期間」（7～8月）、「秋のこどもまんなか月間」（11月）には、関係機関が連携して非行防止のための啓発活動を行います。また、インターネットの適正利用に関する出前講座の実施など、青少年の健全育成に係る取組を実施します。【子ども・福祉部】
- （カ）いじめや暴力行為等の問題行動を未然に防止するため、学校現場に、スクールカウンセラーや教育相談員を配置し、生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、家庭環境や不登校の背景等が多様化・複雑化していることから、スクールソーシャルワーカーを中学校区や県立学校を拠点に配置し、福祉等の関係機関と連携した支援を行います。【教育委員会事務局】
- （キ）学校だけでは対応が困難な事案に対しては、学校と関係機関が連携し、スクールソーシャルワーカー等を活用して、円滑な問題解決を図ります。【教育委員会事務局】

- (ク) 不登校の背景が多様化・複雑化していることから、スクールソーシャルワーカーを活用した福祉的なアプローチによる学校内外のネットワークづくりに取り組むとともに、教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール、NPO法人等との連携を図ります。【教育委員会事務局】
- (ケ) 生徒が学校での生活に適応し、意欲を持って学習を継続できるよう、教員による個別面談等の機会を通じて、悩みを抱える生徒をスクールカウンセラーにつなぐなど、高等学校中退の防止に向けて教育相談体制の充実を図ります。【教育委員会事務局】
- (コ) 多様な家庭背景を抱える生徒が、安心して高等学校での学習を継続していけるよう、組織的に取り組むとともに、スクールソーシャルワーカー等の活用を図るなど、専門家や関係機関とも連携し、積極的な支援に努めます。【教育委員会事務局】
- (サ) 特別な支援を必要とする児童生徒の実態や発達上の課題をふまえ、必要な支援を行うとともに、安心して学習できるよう、保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、校内の指導体制の充実を図ります。【教育委員会事務局】
- (シ) 非行が発生しやすい繁華街や公園等における街頭補導活動で少年に声を掛け、適切な注意・助言を行うとともに、必要な場合には、保護者の同意を得て、少年および保護者に対して継続的に指導・助言などの支援を行います。また、少年相談として、非行問題や交友問題等の少年の悩みを解決するため、専門的な知識を有する職員等が、電話や面接により、適切な指導・助言を行います。【警察本部】
- (ス) 匿名・流動型犯罪グループによって、SNS上等で犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」）が投稿され、犯罪の実行者を募集している実態が認められることから、少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための非行防止教室を行います。【警察本部】
- (セ) 少年警察ボランティア、関係機関・団体、地域のボランティア等と協力し、街頭での啓発活動や非行防止教室など、少年の非行防止のための活動を行います。【警察本部】

(2) 児童・生徒等の立ち直り支援

- (ア) 在院者には、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導および特別活動指導の5つの分野にわたって、体系的かつ組織的な指導を行います。知的障がい、情緒障がい若しくは発達障がいまたはそれらの疑いある者等に対して、処遇上の配慮をし、行動上の問題や生活上の問題に対しては、各種指導を実施しています。認知機能の弱さからくる生きづらさや挫折等による非行の一因を解消することを目的として、生活指導に含まれる治療的教育として、「認知機能向上訓練（コグトレ）」および「認知作業訓練（COGOT）」などを実施します。【宮川医療少年院】
- (イ) 在院者の円滑な社会復帰のために、施設に配置している社会福祉士等の助言を得て、帰住地の調整や療育手帳等の取得など、出院後に福祉サービスを受けるための各種支援を実施します。【宮川医療少年院】
- (ウ) 少年院仮退院者の再非行防止のため、地域援助業務（少年鑑別所が実施する地域社会における非行および犯罪の防止に関する援助）の一環として、面接、相談支援を実施することにより、生活の安定を支援します。また、支援結果については関係機関と共有します。【三重法務少年支援センター（津少年鑑別所）】
- (エ) 少年院を退所する障がいのある少年の中には帰住先となる家族がなかったり、入所前にいた家庭が帰住先として適切でない場合もあり、その場合は「三重県地域生活定着支援センター」が児童福祉、障がい者福祉、保護観察所とさまざまな分野との連携をしながら、帰住先の確保や福祉支援を実施します。【子ども・福祉部】
- (オ) 犯罪や非行をした者に発達障がい等がある場合、専門的な相談に応じていくとともに、関係機関と連携しながら相談支援に取り組みます。【子ども・福祉部】
- (カ) 青少年健全育成に関する会議等において、非行をした少年等への支援や、非行防止のための取組について情報共有を行い、関係機関の連携・協力体制の構築に努めます。【子ども・福祉部】
- (キ) 非行をした少年等が入所する児童自立支援施設である「国児学園」では、自立支援を目的とした生活指導および学習指導を行います。【子ども・福祉部】

(ク) 犯罪や非行をした子どもが、再び犯罪や非行に走ることを防ぐよう、保護者等からの相談に応じていくとともに、関係機関とも連携しながら、適切な支援に取り組みます。【子ども・福祉部】

(ケ) 非行少年を生まない社会づくりの一環として、非行等の問題を抱える少年が、再び非行に走ることを防ぐよう、少年警察ボランティア、関係機関・団体、地域のボランティア等と連携し、社会参加奉仕活動や各種体験活動等を通じて立ち直り支援を行います。【警察本部】

(コ) 県が委託により設置する「三重県自閉症・発達障害支援センター」では、関係機関とも連携しながら、発達障がい者・児に対する適切な相談支援に取り組みます。【子ども・福祉部】

(カ) 学校と保護司の日常的な連携体制の構築に努めていくとともに、保護観察対象者で学校に在籍している者に対しては、学校と保護司や保護観察所等が連携し、その立ち直りを支援します。【教育委員会事務局】

(シ) 学校と三重法務少年支援センター（津少年鑑別所）の連携体制の構築に努め、学校が抱える複雑なケース等に協力して取り組みます。【三重法務少年センター（津少年鑑別所）、教育委員会事務局】

(ス) 非行少年を生まない社会づくりの一環として、学校、教育委員会、少年警察ボランティア等と連携して、修学に課題を抱えた少年に対して学習支援をはじめとした支援を行います。【警察本部】

(3) 学校や地域社会において再び学ぶための支援

(ア) 社会生活の基礎となる学力を欠くことにより、改善更生および円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、教科指導（主に小学校や中学校の教科内容）を実施します。

また、希望する受刑者は、高等学校卒業程度認定試験（さまざまな理由で、高等学校等を卒業できなかった方のために、高等学校を卒業した方と同等以上の学力があるかどうかを文部科学省が認定する試験）を受験することができるため、受験するよう促します。【三重刑務所】

(イ) 出院後に中学校への復学等が見込まれる在院者および義務教育を修了したまたは在院中に修了する見込みであり、高等学校等への復学等を希望する在院者に対し、修学に資する教科指導に重点的に取り組むとともに、修学先で生じることが想定される課題等を克服するための修学支援を実

施します。【宮川医療少年院】

- (ウ) 保護観察対象者に対し、保護司やBBS会等の民間ボランティアと連携し、例えばBBS会員による学習支援、保護司による学習相談や進路に関する助言を実施します。また、高校中退者等の保護観察対象者に対しては、就学意欲の喚起や就学に向けた学校等の関係機関との連携、学習支援等の処遇を実施します。【津保護観察所】
- (エ) 刑務所出所者・少年院出院者のゆるやかな社会復帰と一般社会での自立に向けて、スムーズに職場環境に慣れ、定着できるよう、基礎知識の習得（読み書き、算数、英語を通じた社会スキルなど）から道徳・倫理、社会規範などの心の教育および実社会における生活指導の提供を通じて、生きる力を育成し、社会・組織で働くための人づくりを実施します。【職親プロジェクト東海三重支部】【再掲】
- (オ) 高等学校等を中退した者が再入学する場合、高等学校等就学支援金相当の支援を行う「学び直しへの支援事業」により、再び高等学校等で学び直す機会を支援します。【環境生活部】【教育委員会事務局】
- (カ) 少年院等と連携し、学ぶ意欲のある者や、やむを得ず高等学校中退に至った者に対しては、学びを継続できるよう高等学校通信制課程への入学や、出院後の転入学・編入学の制度について情報提供を行います。【教育委員会事務局】
- (キ) 高等学校卒業程度認定試験は、年に2回受験することができますが、そのうち1回は国から委託を受けて県が実施します。【教育委員会事務局】

4 犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等の実施

(現状と課題)

再犯の防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容とともに、犯罪に至った者等が各々有するさまざまな特性を十分に把握した上で、適切な指導等を継続的に行っていくことが必要です。

令和5(2023)年犯罪統計書(三重県警察本部)によると、令和5(2023)年のストーカー規制法違反の検挙者数は、8人(前年比4人増)であり、性犯罪のうち不同意性交等の検挙者数は、12人(前年比5人減)、不同意わいせつの検挙者数は、36人(前年比9人増)でした。性犯罪は、被害者が被害を訴えにくく顕在化しない事案が多いことに留意する必要があります。また、令和5(2023)年の刑法犯検挙者数のうち女性の検挙者数は460人(前年比76人増)で、刑法犯検挙者数に占める割合は21.7%でした。さらに来日外国人による刑法犯の検挙者数は、令和5(2023)年は105人(前年比46人増)で、刑法犯検挙者数に占める割合は5.0%でした。

三重刑務所では、性犯罪者の特別改善指導における重点施設に指定されており、他の刑務所から性犯罪者が入所し、大学教員等も参加したグループワーク等を行っています。

保護観察所では、対象者の抱える問題に応じて、適切な医療機関や相談機関等の支援機関と連携するとともに、家族等の引受人に対する助言や支援を行っているところであり、これに加えて、性犯罪再犯防止プログラム、薬物再乱用防止プログラム、飲酒運転防止プログラムおよび暴力防止プログラムを、その罪種等に応じて対象となる保護観察対象者に実施するなど、その対象者の特性に応じた処遇を実施しているところです。

県では、被害者への強い執着心や支配意識からストーカー行為を繰り返す者に対し、三重県精神科病院会との協定に基づき、精神科への受診を働きかけるなど、精神科医等と連携した加害者対策を講じました。暴力団関係者等については、複数の現役暴力団員から離脱相談を受け、暴力団からの離脱支援を行い、社会復帰に向けた指導等の働きかけを行いました。

また、多くの人アルコールや公営競技などを健全に楽しんでいる一方で、のめり込むことにより依存症と呼ばれる状態に至り、その行為そのものが犯罪に該当しないものであっても、飲酒運転による交通事故や賭け金の確保目的や生活困窮を背景とした窃盗や詐欺等の犯罪につながることもあります。これらの依存症の背景には、取り巻く環境や精神等の障がい、また、さまざまな課題を抱えていることがあり、関係機関や民間団体等が連携して、地域社会において治療等や「息の長い」支援を実施する必要があります。

さらに、犯罪に至った者等に対して効果的な指導・支援を行うためには、その家族等への支援も求められてきます。家族等の状況についても、犯罪に至った者等有する特性の一つであり、再び罪を犯さないためには、本人に

とって最も身近な存在である家族等に対しても、状況に応じた適切な支援を行っていく必要があります。

(具体的施策)

(1) 犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等

① 性犯罪者・ストーカー加害者に対する指導等

(ア) 性犯罪につながる認知の偏りや自己統制力の不足を理解させ、その改善と再犯防止の具体的方法を習得させることを目的に、特別改善指導の一つとして「性犯罪再犯防止指導」を実施します。【三重刑務所】

(イ) 性犯罪再犯防止、薬物再乱用防止、飲酒運転防止など犯罪種別に応じて、対象者に対し、認知行動療法を基盤とした専門的処遇プログラムを実施します。【津保護観察所】

(ウ) 被害者への強い執着心や支配意識からストーカー行為を繰り返す者に対し、三重県精神科病院会との協定に基づき、精神科への受診を働きかけるなど、精神科医等と連携した加害者対策を講じます。【警察本部】

(エ) 16歳未満の子どもを被害者とした暴力的性犯罪により服役し、出所した者について、法務省から警察庁を介して情報提供を受け、その後の所在確認を実施するほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行い、再犯を防止するための助言・指導などを行います。【警察本部】

(オ) 三重県性暴力の根絶をめざす条例(仮称)に基づく取組を推進します。
【環境生活部、その他担当部局】

② 依存症を抱える者への支援等

(ア) 薬物、アルコール、ギャンブリング、盗癖などの問題を抱える者に対して支援を行います。「安全な暮らしの場の提供」、「自分の問題を振り返り、新しい解決法を見つける機会の提供」、「自助グループへのつながり」など、これからの生活に必要なサポートであり、依存症に関する初期相談から、依存対象(薬物、アルコール、ギャンブリングなど)を手放すためのサポート(医療機関への接続、生活保護を含む福祉支援等)を経て、社会参加(福祉的就労を含めた就労、高校・大学への就学など)に至るまで、一人ひとりの希望や特性に合わせたサポートを提供します。【三重ダルク】
【再掲】

(イ)「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、ギャンブル等依存症の早期発見、早期介入、当事者、家族等からの相談に応じる支援体制や治療体制の整備など総合的に施策を推進します。【医療保健部】

(ウ)「三重県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、アルコール健康障害に対する理解やアルコール健康障害を有する者等に対する支援が進み、県民が適切にお酒とつきあいながら、健やかに生活できる社会の実現をめざして、計画的に施策を展開します。【医療保健部】

(エ)「三重県こころの健康センター」を中心に、多岐にわたる依存症に関する専門相談に加え、家族教室や講演会、依存症フォーラム等を実施し、これらの問題に取り組みます。【医療保健部】

(オ)「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」に基づき、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者等からの相談に対応するとともに、アルコール依存症に関する指定医療機関での受診義務の履行を促進し、再発防止を図ります。【環境生活部】

③ 暴力団関係者等に対する指導等

(ア)暴力団員の検挙、暴力団員からの相談等の機会を通じ、離脱に向けた指導や社会復帰に向けた指導等、働きかけを行います。【警察本部】

(イ)「公益財団法人暴力追放三重県民センター」が主宰する「三重県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会」（事務局は同法人内）および県外での就労希望者へ対応できる広域連携協定（同センターが他府県と締結）を活用するなど、同センターと連携し、暴力団からの離脱支援や離脱者に対する社会復帰対策を講じます。【警察本部】

④ 女性の抱える問題に応じた支援等

(ア)犯罪や非行をした女性が、虐待や性的被害、摂食障害や育児等による主に精神的な悩みや問題を抱えている場合、再び犯罪や非行に走ることをないように、相談に応じていくとともに、関係機関とも連携しながら、適切な支援に取り組みます。【子ども・福祉部】

⑤ 外国人に対する支援等

(ア) 外国人患者が安心して適切な医療を受けられるよう医療通訳者の育成などに取り組みます。また、医療保健・福祉サービスを含めた行政・生活情報を、県多言語情報提供ホームページ(M i e I n f o)で提供します。

【環境生活部】

(イ) 「みえ外国人相談サポートセンター(M i e C o)」において、外国人住民の生活全般にわたる相談を多言語で一元的に受け付け、情報提供を行うとともに、適切な支援機関に取り次ぎます。【環境生活部】

⑥ その他の取組

(ア) 受刑者に犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するために必要な知識および生活態度を習得させるため、さまざまな改善指導を行います。改善指導には広く受刑者全般に実施する「一般改善指導」と特定の事情や問題性のある受刑者に対して実施する「特別改善指導」があります。【三重刑務所】

(イ) 令和4年6月13日の刑法等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、令和7年6月1日から拘禁刑が開始となります。拘禁刑とは、懲役刑及び禁錮刑が統合され、これまで義務的であった作業の実施が、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、必要な指導を行うことができることに変更されます。今回の改正によって、受刑者の必要性に応じた作業を実施し、作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇を展開することが可能となり、作業を含む受刑生活への動機づけの強化や新たな教育プログラムを開始します。また、各刑事施設における集団編成についても、特性に応じた個別的な処遇を実施するため、専門的かつ真に必要な処遇を適時に提供できる集団編成に見直します。【三重刑務所】

(ウ) 被保護者の社会復帰に資するため、保護観察所、三重県更生保護女性連盟等と連携し、地域交流活動や社会奉仕活動およびS S T(社会生活技能訓練)を実施します。【三重県保護会】

(エ) 息の長い支援の一環として、これまで支援対象外であった保護観察や更生緊急保護を終了した刑執行終了者等に対し、必要な支援を実施します。【津保護観察所】

(2) 犯罪に至った者等の家族等に対する支援

(ア) 保護観察所では、犯罪や非行などに関する地域の方や関係機関等からの相談に応じています。刑務所等を出所した方や保護観察を受けていた方、そのご家族や支援者の方などからの相談を受けて、保護観察所の職員が困りごと・悩みごとをお聴きし、相談内容に応じて関係機関等と連携するなどして、必要な情報提供や支援の調整などを行い、地域の中で安心して生活できるようサポートします。【津保護観察所】

(イ) 自立相談支援機関においては、生活上の困りごとや不安を抱えている方を対象とした相談支援に取り組んでおり、その家族等からの相談についても個々の状況に応じた支援を行います。【子ども・福祉部】

以下は、本章で記載する取組の中から、犯罪に至った者等の家族等への支援にもつながると考えられる取組について、再掲で取りあげています。

(ウ) 薬物依存対象者の再犯防止のためには、家族や引受人等の周囲の理解と支援が不可欠なことから、津保護観察所は年に数回、薬物事犯で矯正施設に入所している者や保護観察を受けている者の引受人や家族等を対象に、薬物依存に対する正しい知識や適正な対応等を学び、支援に伴う精神的疲弊を和らげることを目的として、引受人会を実施します。【津保護観察所】【再掲】

(エ) 保護観察対象者や刑務所出所者等のうち、再犯の割合が高いとされる高齢者（65歳以上）について、県営住宅では障がい者や母子世帯、父子世帯等と同様に、引き続き、優先入居の取組により支援します。【県土整備部】【再掲】

(オ) 三重県居住支援連絡会の居住支援活動として、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を含む住宅確保要配慮者への住宅相談等にも引き続き取り組みます。【県土整備部】【再掲】

(カ) 地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。【医療保健部】【再掲】

(キ) 「三重県こころの健康センター」を中心に、薬物事犯者も含めた薬物依存者について、治療や社会復帰への支援およびその家族への支援体制

を充実させていくとともに、保健所を含めたネットワークにより、薬物相談に総合的に対応できる体制を充実します。【医療保健部】【再掲】

(ク) 薬物依存者への適切な支援に向けて、薬物相談ネットワーク整備事業で取り組む、人材育成のための講演会や啓発活動等において、意識の醸成を図ります。【医療保健部】【再掲】

(ケ) 「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、ギャンブル等依存症の早期発見、早期介入、当事者、家族等からの相談に応じる支援体制や治療体制の整備など総合的に施策を推進します。【医療保健部】【再掲】

(コ) 「三重県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、アルコール健康障害に対する理解やアルコール健康障害を有する者等に対する支援が進み、県民が適切にお酒とつきあいながら、健やかに生活できる社会の実現をめざして、計画的に施策を展開します。【医療保健部】【再掲】

(サ) 精神保健福祉専門相談として行う、精神科医による面接を含めた相談や依存症問題家族教室において、支援に取り組みます。【医療保健部】【再掲】

(シ) いじめや暴力行為等の問題行動を未然に防止するため、学校現場に、スクールカウンセラーや教育相談員を配置し、生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、家庭環境や不登校の背景等が多様化・複雑化していることから、スクールソーシャルワーカーを中学校区や県立学校を拠点に配置し、福祉等の関係機関と連携した支援を行います。【教育委員会事務局】【再掲】

(ス) 学校だけでは対応が困難な事案に対しては、学校と関係機関が連携し、スクールソーシャルワーカー等を活用して、円滑な問題解決を図ります。【教育委員会事務局】【再掲】

(セ) 不登校の背景が多様化・複雑化していることから、スクールソーシャルワーカーを活用した福祉的なアプローチによる学校内外のネットワークづくりに取り組むとともに、教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール、NPO法人等との連携を図ります。【教育委員会事務局】【再掲】

- (ソ) 多様な家庭背景を抱える生徒が、安心して高等学校での学習を継続していけるよう、組織的に取り組むとともに、スクールソーシャルワーカー等の活用を図るなど、専門家や関係機関とも連携し、積極的な支援に努めます。【教育委員会事務局】【再掲】
- (タ) 県が委託により設置する「三重県自閉症・発達障害支援センター」では、関係機関とも連携しながら、発達障がい者・児に対する適切な相談支援に取り組みます。【子ども・福祉部】【再掲】
- (チ) 犯罪や非行をした者に、発達障がい等がある場合、専門的な相談に応じていくとともに、関係機関と連携しながら、相談支援に取り組みます。【子ども・福祉部】【再掲】
- (ツ) 犯罪や非行をした子どもが、再び犯罪や非行に走ることを防ぐよう、保護者等からの相談に応じていくとともに、関係機関とも連携しながら、適切な支援に取り組みます。【子ども・福祉部】【再掲】
- (テ) 「みえ外国人相談サポートセンター (M i e C o)」において、外国人住民の生活全般にわたる相談を多言語で一元的に受け付け、情報提供を行うとともに、適切な支援機関に取り次ぎます。【環境生活部】【再掲】

5 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

(現状と課題)

県では平成 31 (2019) 年 4 月に「三重県犯罪被害者等支援条例」を施行、令和元 (2019) 年 12 月に「三重県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、犯罪被害者等の支援に取り組んできました。

犯罪被害者等は、平穏な日常を送る中、思いがけず犯罪被害に遭い、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害に加え、心身に不調をきたす、経済的負担が増加する、周囲の偏見等による二次被害に苦しむなど、生活が一変します。

また、多くの犯罪被害者等は、自分のような被害者が新たに生まれたいことを望んでいます。

国においても、刑の執行段階や更生保護における犯罪被害者等のための制度が整備され、取組が進んでいるところです。

こうした犯罪被害者等の心情等について、犯罪に至った者等が理解し、自らの責任等を自覚するための取組についても、充実を図っていく必要があります。

(具体的施策)

(ア) 犯罪被害者等の視点に立った矯正処遇等を充実させることを目的とし、令和 5 (2023) 年 12 月から刑の執行段階等における「被害者等の心情等の聴取および伝達制度」の運用が開始されました。

本制度においては、被収容者等の矯正教育および社会復帰支援において、被害者等の心情等をより直接的に反映し、被収容者等の反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生等を効果的に図るよう取り組みます。【三重刑務所、宮川医療少年院】

(イ) 更生保護における犯罪被害者等のための制度として、検察庁や矯正施設と連携し、加害者の仮釈放・仮退院等について意見を述べることができる「意見等聴取制度」、被害に関する気持ちを述べたり、希望に応じて加害者に気持ちを伝えたりすることができる「心情等聴取・伝達制度」、加害者の保護観察の状況等を知ることができる「被害者等通知制度」を運用するとともに、専任の担当者による相談・支援を実施します。【津保護観察所】

(ウ) 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組として、犯罪被害者等の支援に取り組む環境生活部等と連携して、矯正施設等での研修会の開催等を行います。【子ども・福祉部】

6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

(現状と課題)

従来から犯罪に至った者等を支援し、その更生や社会復帰を図る取組は、主として更生保護事業として全国的に、法務省（保護観察所）の主導のもとに取り組まれてきました。

地域社会においては、保護司（およびその団体である保護司会）をはじめ、更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティアの他、少年警察ボランティア等の民間ボランティアや、更生保護法人等の民間団体による長年の熱心かつ地道な活動によって育まれてきたものであり、更生保護そして再犯防止には、これらの民間協力者の活動が不可欠です。

民間団体としては、更生保護ボランティアに係る連絡助成等を行う更生保護法人三重県更生保護事業協会や、津保護観察所の委託を受け、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を収容保護する更生保護法人三重県保護会（更生保護施設三重県保護会）の他、同じく更生緊急保護対象者等の宿泊保護等を行う自立準備ホームがあるとともに、薬物依存者の更生に取り組むNPO法人三重ダルク、就労支援を行う職親プロジェクト東海支部三重等が活動しています。

また、民間ボランティアとしては、警察署長等の委嘱を受けた少年警察ボランティア（少年警察協助手員、少年指導委員および少年警察学生ボランティア）が活動しています。

犯罪に至った者等が、再び社会を構成する一員となるためには、社会において孤立することのないよう、地域住民の理解と協力を得ることが不可欠であり、そのためには、刑事司法関係機関や地方公共団体、保健医療・福祉施設や更生保護に関わる民間協力者等のみならず、社会全体における支援が必要となります。

国では、終戦直後であった約70年前から、「社会を明るくする運動」として、「すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こう」とする全国的な運動を推進しています。

県では、民間協力者の活動の促進に向け、退職予定の県職員、教職員に対して、退職後の保護司等就任について、意識の醸成に努めました。また、少年警察ボランティア活動について周知を図るとともに、学生ボランティア募集に関する情報を大学等に紹介し、新たな人材の確保に努めました。

しかしながら、更生保護や再犯防止の概念は、地域住民にとって必ずしも身近なものでなく、地域住民の関心と理解が得にくいとともに、保護司等の民間協力者の活動についても、十分に認知されていないという課題があります。

近年では保護司等の高齢化が進んでいるとともに、地域社会の人間関係の希薄化等による社会環境の変化もある中、引き続き保護司等の新たな担い手

の確保やボランティア活動の促進に取り組む必要があります。また、保護観察対象者等の処遇場面における保護司の安全確保についての課題もあります。

（具体的施策）

（１）民間協力者の活動の促進

① 民間ボランティアの確保

（ア）保護司の安定的確保に向け、地方公共団体と連携し、退職予定職員向けの研修会等において、保護司制度に関する資料を配布するなどの広報を実施するほか、保護司セミナーや保護司活動インターンシップの実施について、保護司会の活動を支援します。事件を担当する保護司の不安や負担を軽減するため、保護司の意向を十分に踏まえ、保護司複数指名制を積極的に活用します。【津保護観察所】

（イ）ＢＢＳ会や少年警察学生ボランティア等、学生や若年層の人材が求められるものについては、津保護観察所とも連携の上で、学校等への呼びかけを行い、学生や若年層への参加に向けた意識の醸成に努めます。【子ども・福祉部】【教育委員会事務局】【警察本部】

（ウ）退職予定職員向けの研修会等において、保護司等の更生保護ボランティアの活動について取りあげ、退職後の就任について、意識の醸成に努めます。【子ども・福祉部】【総務部】【教育委員会事務局】

（エ）警察本部のホームページ等において、少年警察ボランティアの活動について周知を図るとともに、新たな人材の確保に取り組みます。【警察本部】

② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

（ア）保護観察対象者等の処遇場面における保護司の安全確保のため、地方公共団体や関係機関・団体に理解と協力を求め、保護司の自宅以外の面接場所として、公民館等の公的施設や民間団体の会議室等を利用できるよう取り組みます。保護司の意向を十分にふまえ、保護司複数指名制を積極的に活用するほか、処遇場面における保護観察官の直接的関与を強化します。【津保護観察所】

（イ）三重県保護司会連合会や三重県更生保護女性連盟、三重県ＢＢＳ連盟、三重県保護会（更生保護施設）、地区保護司会、協力雇用主が行う更生保護活動について、協力および助成を行います。【三重県更生保護事業協会】

(ウ) 保護司が処遇技法を習得するための研修や犯罪・非行予防のための啓発活動に対して助成を行います。【三重県更生保護事業協会】

(エ) 更生保護法人三重県更生保護事業協会が行う関係事業への補助を引き続き行います。【子ども・福祉部】

(2) 広報・啓発活動の推進

① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

(ア) 「社会を明るくする運動」の一環として、一般県民に矯正行政に対する理解を深めてもらい、また協力を依頼することを目的に市民参加型の「三重矯正展」を開催します。【三重刑務所】

(イ) 「社会を明るくする運動」三重県推進委員会の事務局として、地方公共団体、関係機関・団体、民間協力者等と連携し、犯罪や非行をした者の更生や再犯防止について県民が関心と理解を深めるための広報啓発活動を推進します。【津保護観察所】

(ウ) 犯罪に至った者等の更生保護に対する理解と協力を得るための運動を展開しつつ、「子育ては地域育て」という視点に立って、子育て問題を地域全体の問題としてとらえながら、子育て中の親を対象とした子育て相談や親子ふれあい行事をはじめ、講演会やケース研究会など、地域における更生保護の土壌を創り上げるための活動を行います。【三重県更生保護女性連盟】

(エ) 津保護観察所等と連携し、「社会を明るくする運動」の啓発活動として、毎年7月には、駅前での広報活動を引き続き行います。【子ども・福祉部】

(オ) 人権学習や教科学習等で、「刑を終えた人・保護観察中の人」の人権課題に対する関心を高めるための学習が行われるよう、指導資料等の活用を促進します。【教育委員会事務局】

7 国・市町・民間協力者等との連携強化

(現状と課題)

犯罪に至った者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、県、市町、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪に至った者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが求められています。

津保護観察所においては、各保護司会と連携して、保護司の安定的確保等に取り組んでいるところですが、再犯防止の推進のためには、民間協力者における人材や活動体制等の確保に課題があるとともに、民間協力者と刑事司法関係機関や県・市町等が、さらなる協力体制を構築していくことも必要です。

市町における対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業をはじめとした包括的な支援体制を県内全域にひろげるとともに、国、県、市町、民間協力者等がより一層連携し、地域住民と一体となって、犯罪に至った者等を包摂する社会をめざしていくことが重要です。

(具体的施策)

(1) 連携強化のための取組

(ア) 対象者への相談・支援体制を構築するため、各市町および社会福祉協議会に検察庁の業務説明および対象者への入口支援の取組に関する協力依頼を行うなど連携強化を図ります。【津地方検察庁】

(イ) 再犯防止に向けた入口支援についての意見交換および情報共有を三重弁護士会、津保護観察所、「三重県地域生活定着支援センター」など関係機関と実施します。【津地方検察庁】

(ウ) 受刑者が社会に貢献していることを実感することによって、改善更生および円滑な社会復帰に資するものである社会貢献作業の実施に向け、関係各所との連携を強化します。【三重刑務所】

(エ) 更生保護に関する専門的知識を活用し、地方公共団体、地域住民、民間団体等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うことを通じ、関係機関等の連携強化を図るとともに、関係機関等による犯罪に至った者等に対する支援の充実を図ります。【津保護観察所】

(オ) 障がい者等の幅広い福祉人材の雇用につながるよう、社会福祉法人等と連携し、在院者に対して社会貢献活動の機会を付与します。【宮川医療少年院】

(カ) 被保護者の社会復帰に資するため、保護観察所、三重県更生保護女性連盟等と連携し、地域交流活動や社会奉仕活動およびS S T（社会生活技能訓練）を実施します。【三重県保護会】【再掲】

(キ) 津保護観察所および「三重県地域生活定着支援センター」が中心となって開催する地域生活定着支援事業に係る連絡会議等の体制を充実し、刑務所等を出所した高齢または障がいのある者に対する支援について、具体的な困難事例等の共有等を行いながら、関係者（国の関係機関や関係団体、市町等）間の理解を深め、さらなる連携を図ります。【子ども・福祉部】【再掲】

(ク) 県再犯防止推進会議において関係機関と情報共有や意見交換を行い、各関係機関が実施する取組を相互に理解するなど、連携強化を図ります。【子ども・福祉課】

(ケ) 「三重県地域生活定着支援センター」では罪を犯した高齢や障がいのある者に対する福祉支援を通じて市町や各種福祉支援機関との連携を深めます。

また、地域での処遇検討会等に参加したり、支援に関する各種の会議を開催して地域との連携を深めます。【子ども・福祉課】

(コ) 「三重県地域福祉支援計画」においても、犯罪に至った者等に対する再犯防止の推進について盛り込み、地域で孤立せず、社会の一員として地域社会と関わりを持ちながら日常生活を営むことができるよう、国や市町、民間協力者等と連携して取り組みます。【子ども・福祉部】

(2) 市町における再犯防止の取組推進

(ア) 市町職員に対して、国、県、民間協力者等の再犯防止に関わる活動・取組の紹介や講演等の研修を実施することで、再犯防止に関する取組等について理解を深め、地域社会における再犯防止の取組を推進します。

【子ども・福祉部】

(イ) 複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、対象者の属性や相談内容等に関わらず包括的に相談を受け止め、多機関協働による支援や、地域のさまざまな主体と連携した社会参加に向けた支援などを一体的に行う重層的支援体制整備事業をはじめとした、包括的な支援体制が県内市町に広がるよう、市町のニーズをふまえた支援を行います。【子ども・福祉部】【再掲】

第4章 評価指標と計画の推進体制

1 評価指標

当計画を実行性のあるものにするため、評価指標を以下のとおり設定し、進捗管理を行います。

〔参考指標〕 令和5（2023）年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者数の割合
40.8%（※）
〔評価指標と目標〕 令和11（2029）年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者数の割合
→ 40%未満とする。

（※）【出典】三重県警察本部提供データ

対象とする犯罪は、刑法犯（凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他）とし、全体の検挙人員（2,116人（うち少年 218人））中、864人が再犯者であり、40.8%の再犯者率となっています。

2 推進体制

計画の推進にあたっては、刑事司法関係機関をはじめとする国の関係機関、更生保護等に取り組む関係団体、市町代表で構成する「三重県再犯防止推進会議」において、計画の推進状況を定期的に評価・検証し、成果や課題についての情報共有、意見交換を行い、取組の効果的な実施を図ります。

.....
※以下は、最終案において、記載します。

【資料】

- 用語集
- 関係機関の概要
- 再犯防止推進法／国の再犯防止推進計画

